

令和5年6月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年（ワ）17784号 損害賠償等請求事件（本訴事件）

令和3年（ワ）4460号 特許権移転登録手続請求反訴事件（反訴事件）

口頭弁論終結日 令和5年6月19日

5

判 決

本訴原告兼反訴被告

クリアストリーム株式会社

（以下「原告」という。）

同訴訟代理人弁護士

長 瀬 佑 志

坂 口 宗 一 郎

10

奥 村 直 樹

同訴訟復代理人弁護士

金 子 智 和

小 林 正 和

同訴訟代理人弁理士

山 本 航 介

被 告

株式会社フォズ&CO.

15

（以下「被告会社」という。）

本诉被告兼反訴原告

A

（以下「被告A」という。）

本诉被告兼反訴原告

B

（以下「被告B」という。）

20

被告ら訴訟代理人弁護士

山 本 卓 也

大 河 内 將 貴

大 林 和 人

同訴訟代理人弁理士

浅 野 勝 美

主 文

25

- 1 被告会社は、原告に対し、3240万円及びこれに対する平成28年4月27日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 被告会社は、原告に対し、1609万7297円及びこれに対する令和2年9月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

3 原告と被告会社、被告A及び被告Bの間において、原告が別紙目録記載の発明に係る特許を受ける権利の持分10分の1を有することを確認する。

5 4 原告は、被告Aに対し、別紙目録記載の特許権につき、特許法74条1項を原因として、持分20分の9の移転登録手続をせよ。

5 原告は、被告Bに対し、別紙目録記載の特許権につき、特許法74条1項を原因として、持分20分の9の移転登録手続をせよ。

6 原告のその余の本訴請求をいずれも棄却する。

10 7 被告A及び被告Bのその余の反訴請求をいずれも棄却する。

8 訴訟費用は、本訴反訴ともに、これを10分し、その1を原告の負担とし、その余を被告会社、被告A及び被告Bの負担とする。

9 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

1 本訴請求（以下、符号に応じ、順に「請求1」ないし「請求3」という。）

(1) 被告らは、原告に対し、連帯して3240万円及びこれに対する平成28年4月27日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。（請求1）

20 (2) 被告らは、原告に対し、連帯して1719万0175円及びこれに対する令和2年9月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。（請求2）

(3) 原告と被告らの間において、原告が別紙目録記載の発明に係る特許を受ける権利を有することを確認する。（請求3）

2 反訴請求

25 (1) 原告は、被告Aに対し、別紙目録記載の特許権につき、特許法74条1項を原因として、原告の持分2分の1の移転登録手続をせよ。

- (2) 原告は、被告Bに対し、別紙目録記載の特許権につき、特許法74条1項を原因として、原告の持分2分の1の移転登録手続をせよ。

第2 事案の概要

- 1(1) 原告と被告会社は、カツラの製造・販売について共同事業を行っていたビジネスパートナーであり、そのビジネスモデルは、原告が、被告会社からカツラ専用植毛量産機（以下「植毛量産機」という。）を購入した上で、植毛量産機を用いて、被告会社から発注を受けたカツラ植毛部品を製造し、これを被告会社に販売するというものであった。

(2) 本訴事件

本訴事件は、原告が、被告らに対し、次に掲げる各請求をする事案である。

ア 植毛量産機の売買代金の返還に係る請求（請求1）

原告は、被告会社との間で締結された植毛量産機2台に係る売買契約（以下「本件売買契約」という。）を解除したにもかかわらず、被告会社が、既払代金額である3240万円を返還せず、また、被告会社がその返還を怠っていることにつき、被告A及び被告B（以下「被告Aら」という。）には取締役としての任務懈怠があると主張して、被告会社に対しては、民法545条1項及び2項に基づき、被告Aらに対しては、会社法429条に基づき、3240万円及びこれに対する売買代金支払日である平成28年4月27日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

イ 業務委託契約に基づく業務委託料等の請求（請求2）

原告は、被告会社との間で締結した業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）に基づき、カツラ植毛部品の加工、出荷等を行ったにもかかわらず、被告会社は業務委託料を支払わず、また、被告会社がその支払を怠っていることにつき、被告Aらには取締役としての任務懈怠があると主張して、被告会社に対しては、本件業務委託契約に基づき、被告Aらに対しては、

会社法429条に基づき、未払業務委託料ないし損害賠償金1719万0175円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和2年9月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

5 ウ 確認の訴え（請求3）

原告は、被告会社において、原告との間で、原告との取引契約に違反した場合には別紙目録記載の発明に係る特許を受ける権利を原告に移転する旨の条件付特許権譲渡契約（以下「本件譲渡契約」という。）を締結したところ、原告の催告にもかかわらず、植毛量産機を引渡さず、また、業務委託料の支払を怠ったことから上記取引契約に違反したとして、本件譲渡契約に基づき、上記発明に係る特許を受ける権利（以下「本件特許を受ける権利」という。）が原告に移転したと主張して、原告が本件特許を受ける権利を有することの確認を求めている。

(3) 反訴事件

15 反訴事件は、被告Aらが、別紙目録記載の発明の発明者は、被告Aらであるとして、特許法74条1項に基づき、原告に対し、それぞれ、上記発明に係る特許権の持分2分の1の移転登録手続を請求する事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実をいう。なお、証拠を摘示する場合には、特に記載のない限り、枝番を含むものとする。）

20 (1) 当事者

ア 原告は、毛髪製品の製造販売、ウィッグ・カツラ用部品の製造販売等を目的とする株式会社である。（甲1）

イ 被告会社は、カツラの開発、製造販売及び輸出入等を目的とする株式会社である。（甲2）

ウ 被告Aは、被告会社の代表取締役の地位にある者である。

エ 被告Bは、被告会社の取締役の地位にある者である。

(2) 本件売買契約の締結

ア 原告は、平成28年4月15日、被告会社との間で、原告が被告会社から
植毛量産機2台を代金3240万円（消費税込）で買い受けることを内容と
5 する売買契約（本件売買契約）を締結した。（甲3）

イ 原告は、平成28年4月27日、被告会社に対し、本件売買契約に基づく
代金として、3240万円を支払った。（甲4、弁論の全趣旨）

(3) 本件業務委託契約の締結等

ア 原告は、被告会社との間で、平成28年4月25日、取引基本契約（以下
10 「本件取引基本契約」という。）を締結した（甲5）。

イ 原告は、平成29年1月19日、本件取引基本契約に基づき、被告会社
との間で、以下の内容の業務委託契約を締結した（甲6）。

(ア) 業務の内容 「かつら製造にかかる植毛加工・検査・梱包・在庫管
理・出荷及びそれらの付帯業務」

15 (イ) 目的物 カツラ植毛部品

(ウ) 基準単価 生産数量60880個／月時に、1個当たり300円
(生産規模：植毛機10台)

生産数量121760個／月時に、1個当たり247円
(生産規模：植毛機20台)

20 (エ) 弁済期 当月末締め・翌月末払い

(4) 原告・被告会社間の植毛量産機の売買及び発注

原告は、平成29年4月から同年8月までの間、別紙「発注・納入一覧
表」のとおり、合計15台の植毛量産機を発注し、平成30年5月15日ま
でに、そのうち12の引渡しを受けた。（弁論の全趣旨）

25 (5) 特許権通常実施権許諾契約の締結等

原告と被告会社は、平成２９年１２月２８日、大要、次の内容の特許権通常実施権許諾契約（以下「本件実施許諾契約」という。）を締結した。（乙 7）

ア 定義（第１条）

5 (ア) 「本件技術」とは、自動植毛装置及び自動植毛製品に関して被告会社が有する全ての技術ないしノウハウ（特許として登録されているか否かを問わない。）をいう。（１項）

 (イ) 「本件特許」とは、本件技術に関する特許権をいう。（２項）

 (ウ) 「本製品」とは、その時点において本件技術によって製造される自動
10 植毛製品をいう。（３項）

イ 実施許諾（第３条）

 被告会社は、原告に対し、本件特許を使用し、本製品を製造、販売その他の処分をする譲渡不能の非独占的实施権を許諾する。

ウ 対価（第４条）

15 実施許諾の対価は、被告会社のカツラ植毛事業に対する原告の貢献度を考慮し、無償とする。

(6) 本件譲渡契約の締結

 原告は、平成３０年５月１日、被告会社との間で、大要、次の内容の条件付特許権譲渡契約（本件譲渡契約）を締結した。（甲 9）

20 ア 定義（第１条１項）「本件技術」とは、自動植毛装置及び自動植毛製品に関して被告会社が有する全ての技術ないしノウハウ（特許として登録されているか否かを問わない。）をいう。

イ 譲渡（第２条１項）

 被告会社は、次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、本件
25 技術に関する権利を無償にて原告に譲渡する。

(ア) 本件譲渡契約又は原告・被告会社間のその他の取引契約に被告会社が違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき

(1号)

(イ) 支払停止、支払不能等の事由が生じたとき（5号。以下、これらの条項を「本件譲渡条項」という。）

(7) 覚書の締結等

原告と被告会社は、令和元年7月11日、本件実施許諾契約につき、「本件技術」の定義を、「自動植毛装置及び自動植毛製品に関して被告会社及び被告会社の経営者及び従業員が有する技術ないしノウハウ（特許として登録されているか否かを問わない。）」に変更する内容の覚書（以下「本件覚書」という。）を締結した。（甲10）

(8) 原告による解除の意思表示

原告は、平成30年6月19日、被告会社に対し、本件売買契約を解除する旨の意思表示をするとともに、本件売買代金相当額の3240万円を同年7月20日までに支払うよう請求した。（甲4）

(9) キャンセルの合意

原告と被告会社は、平成30年7月頃までには、植毛量産機3台（別紙「発注・納入一覧表」記載の13号機から15号機までをいい、以下、単に「13～15号機」という。）について、発注をキャンセルすることを合意した（以下、本件キャンセル合意）という。）。（弁論の全趣旨）

(10) 特許出願の経緯

原告は、平成31年2月6日、原告代表者及びC（以下「C」という。）を発明者とし、発明の名称を「植毛装置」とする発明に係る特許出願を行い（特願2019-20186）、令和元年5月31日、特許権者を原告とする特許権の設定登録がされた（特許第6533350。以下、この特許権に係る特許を「本件特許」という。また、本件特許の特許請求の範囲の各請求項に記載さ

れている発明を、順に「本件発明 1」などといい、併せて「本件各発明」という。）。(甲 1 1)

(11) 本件各発明の内容

ア 本件発明 1 について

(ア) 請求項 1 の記載内容は、次のとおりである。

「予め切り揃えられた毛髪糸を収容するストッカーと、植毛ネットの植毛領域を確保するように植毛ネットを展開するエキセンと、当該エキセンに展開された前記植毛ネットに前記毛髪糸を結び付ける第 1 鉤針と、前記ストッカーから前記毛髪糸を捕捉する第 2 鉤針と、前記エキセンと前記第 1 鉤針及び前記第 2 鉤針を制御する制御装置と、を備えた植毛装置であつて、前記第 1 鉤針に前記エキセンに展開された前記植毛ネットの一本の横糸を引っ掛けた状態で、前記第 1 鉤針及び前記横糸を移動することなく、前記エキセンが前記横糸を中心として前記第 1 鉤針よりも下方となるように旋回し、前記第 2 鉤針が前記ストッカーから捕捉して 2 つ折りされた前記毛髪糸の一方を前記第 1 鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の一方を導入された前記第 1 鉤針が初期位置の側に後退した後に回転して前記毛髪糸の一部を撚り合わせ、次に、前記第 1 鉤針が前記横糸よりも上方を通り前記第 2 鉤針により前記ストッカーから捕捉して 2 つ折りされた前記毛髪糸の他方の側に前進し、前記第 2 鉤針又は前記第 1 鉤針が前記毛髪糸の他方を前記第 1 鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の他方を導入された前記第 1 鉤針が初期位置の側に後退して前記横糸に前記毛髪糸を結び付ける制御を前記制御装置により行うことを特徴とする植毛装置。」

(イ) 構成要件の分説

本件発明 1 を構成要件に分説すると、次のとおりとなる（以下、分説した構成要件を、その符号に従い、「構成要件 1 A」などという。）

〔１Ａ〕予め切り揃えられた毛髪糸を収容するストッカーと、植毛ネットの植毛領域を確保するように植毛ネットを展開するエキセンと、当該エキセンに展開された前記植毛ネットに前記毛髪糸を結び付ける第１鉤針と、前記ストッカーから前記毛髪糸を捕捉する第２鉤針と、前記エキセンと前記第１鉤針及び前記第２鉤針を制御する制御装置と、を備えた植毛装置であって、

〔１Ｂ〕前記第１鉤針に前記エキセンに展開された前記植毛ネットの一本の横糸を引っ掛けた状態で、前記第１鉤針及び前記横糸を移動することなく、前記エキセンが前記横糸を中心として前記第１鉤針よりも下方となるように旋回し、

〔１Ｃ〕前記第２鉤針が前記ストッカーから捕捉して２つ折りされた前記毛髪糸の一方を前記第１鉤針に導入するように移動し、

〔１Ｄ〕この毛髪糸の一方を導入された前記第１鉤針が初期位置の側に後退した後に回転して前記毛髪糸の一部を撚り合わせ、

〔１Ｅ〕次に、前記第１鉤針が前記横糸よりも上方を通り前記第２鉤針により前記ストッカーから捕捉して２つ折りされた前記毛髪糸の他方の側に前進し、

〔１Ｆ〕前記第２鉤針又は前記第１鉤針が前記毛髪糸の他方を前記第１鉤針に導入するように移動し、

〔１Ｇ〕この毛髪糸の他方を導入された前記第１鉤針が初期位置の側に後退して

〔１Ｈ〕前記横糸に前記毛髪糸を結び付ける制御を前記制御装置により行う

〔１Ｉ〕ことを特徴とする植毛装置。

イ 本件発明 ５

(ア) 請求項 ５ の記載内容は、次のとおりである。

「前記ストッカーと前記エキセンとの間には、前記植毛ネットに植毛された毛髪糸を引き込むように前後に移動する糸引込バーが設けられたことを特徴とする請求項 1 記載の植毛装置。」

(イ) 構成要件の分説

5 本件発明 5 を構成要件に分説すると、次のとおりとなる。

〔5 A〕前記ストッカーと前記エキセンとの間には、前記植毛ネットに植毛された毛髪糸を引き込むように前後に移動する糸引込バーが設けられたことを特徴とする請求項 1 記載の植毛装置。

ウ 本件発明 6

10 (ア) 請求項 6 の記載内容は、次のとおりである。

「前記ストッカーと前記エキセンとの間には、前記糸引込バーで引き込まれる毛髪糸を払い落として下方に整髪させる糸落としバーが設けられたことを特徴とする請求項 1 記載の植毛装置。」

(イ) 構成要件の分説

15 本件発明 6 を構成要件に分説すると、次のとおりとなる。

〔6 A〕前記ストッカーと前記エキセンとの間には、前記糸引込バーで引き込まれる毛髪糸を払い落として下方に整髪させる糸落としバーが設けられたことを特徴とする請求項 1 記載の植毛装置。

第 3 争点

20 1 本訴請求関係

- (1) 一部弁済の有無（争点 1）
- (2) 本件キャンセル合意により被告会社に生じた損害の有無及びその額（争点 2）
- (3) 未払業務委託料等の有無及びその額（争点 3）
- (4) 本件特許を受ける権利の帰属（争点 4）

25 原告は、本件譲渡契約（2 条 1 項）に基づき、本件特許を受ける権利につき、被告会社又は被告 A から譲渡を受けたものであると主張している。

ア 本件譲渡契約が公序良俗に反し、無効か（争点４－１）

イ 本件譲渡契約の効力が被告Ａらにも及ぶか（争点４－２）

ウ 本件譲渡条項の適用の有無（争点４－３）

(5) 被告Ａらの会社法４２９条に基づく損害賠償責任の有無（争点５）

5 2 反訴請求関係

本件各発明の発明者（争点６）

第４ 争点に対する当事者の主張

1 争点１（一部弁済の有無）

（被告会社の主張）

10 被告会社は、平成３０年９月から令和２年１月までの間、１５回にわたり、合計で９５万円を支払っているところ、この支払は、本件業務委託契約に基づく未払業務委託料に対してではなく、本件売買契約に基づく代金３２４０万円の返還債務に対して充てられたものである。

（原告の主張）

15 被告会社が平成３０年９月から令和２年１月までの間に合計９５万円を支払った事実は、これを認めるものの、当該金額は、未払業務委託料に対する利息分に充当されたものであり、機械代金の一部支払に充てられたものではない。

2 争点２（本件キャンセル合意により被告会社に生じた損害の有無及びその額）

（被告らの主張）

20 (1) 原告は、被告会社に対し、これまで、本件売買契約以外に、合計１５台の植毛量産機を発注しており、そのうち１２台については原告から納入を受けている。そして、最後の３台（１３～１５号機）についても、被告会社は、一旦は原告から発注を受けたため、株式会社真田製作所（以下「真田製作所」という。）に対し、それらの製造を外注した。その後、原告は、費用や損害を支払う旨被告会社25に説明した上で、一方的に上記発注をキャンセルしたものの、結局、原告から費用や損害が填補されることはなかった。

そのため、植毛量産機１台当たりの外注費は１２０８万円であるところ、本件キャンセル合意により、被告会社は、少なくとも、３６２４万円の損害を被った。そして、被告会社は、上記３６２４万円の損害賠償請求権を自働債権として、①上記争点１における９５万円の一部弁済が認められた場合には、同一部弁済後の残額である３１４５万円の代金返還請求権と、②認められなかった場合には３２４０万円の代金返還請求権と対当額において相殺する。

したがって、被告会社は、本件売買契約の解除に基づく売買代金支払債務を負うものではない。

(2) 原告提出に係る返済計画表（甲１６〔２枚目〕。以下「本件返済計画表」という。）は、被告Ａにおいて作成したものではない。

（原告の主張）

原告は、１３号～１５号機をキャンセルするに当たって、被告会社に対し、費用や損害を支払う旨述べたことはない。そして、被告会社は、平成３０年６月２８日、原告に対し、本件取引基本契約に基づく同年３月１日から同年５月３０日までの買掛金債務１０２０万７３５４円及び植毛量産機の代金３２４０万円の返還債務を自認する内容の消費貸借契約書案を自ら作成し、返済計画を提案している（甲３４）。

のみならず、被告会社は、原告から、平成３０年７月２７日付けの通知書により、売買代金３２４０万円その他の支払を請求されたことを受け、同年８月１４日、合計で４９５４万７６６５円の支払義務があることを自認する内容の本件返済計画表（甲１６〔２枚目〕）を作成した上で、原告に対し、平成３０年９月から同債務を分割返済していくことを提案するとともに、その後、実際に、平成３０年９月から令和２年１月までの間、分割返済を行っている。

以上によれば、本件キャンセル合意により、原告が支払義務を負うような損害は、被告会社には生じていないというべきであるし、仮に生じていたとしても、被告会社は、当該損害に係る損害賠償請求権を放棄したものというべきである。

そもそも、被告会社が13～15号機を全て完成させたことは確認されていないし、被告会社は、本件訴訟に至るまでの間、発注のキャンセルにより損害を被ったなどとは一度も主張していなかった。

3 争点3（未払業務委託料等の有無及びその額）

（原告の主張）

(1) 被告会社から原告に対する発注内容の詳細は、別紙「発注・請求書対照表」（以下「別紙対照表」という。）「原告の主張」欄記載のとおりであり、本件業務委託契約に基づく未払委託料等の合計額は、1719万0175円となる（甲7）。これは、本件業務委託契約に基づく委託料等の合計額である3980万2937円から、被告会社からの入金合計額である2261万2762円を控除した残額である。

(2) なお、被告会社は、前記のとおり、平成30年8月14日に作成した本件返済計画表において、同日の時点における未払債務の額が4954万7665円であることを自認している（甲16）。この金額には、本件売買契約の解除によって原告に返還すべき売買代金3240万円も含まれているところ、上記金額から3240万円を控除した残額は1714万7665円となる。この事実によっても、被告会社としても、同日の時点において、未払業務委託料等の合計額が1714万7665円であったことを認識していたものといえる。

さらに、別紙対照表においても、平成30年7月の時点での「フォズからの未収残」は1714万7665円とされていることからすれば、被告会社も、当時、別紙対照表記載のと通りの発注があったことを自認していたことになる。

（被告らの主張）

(1) 原告主張に係る未払業務委託料については、486万5990円の限度で業務委託料が発生したことは認めるものの、それ以外を否認する。具体的には、別紙対照表の「被告フォズの主張」欄記載のとおりである。

(2) そして、上記486万5990円については、既に支払済みである。すなわ

ち、被告会社は、平成29年11月29日から令和2年1月31日までの間、原告に対し、2205万8398円を送金したほか、同年8月30日にも、55万4364円を送金しており、その合計額は2261万2762円となる。

このうち、平成30年9月から令和2年1月までに支払われた合計95万円については、植毛量産機の代金としての支払であるものの、上記2261万2762円から95万円を控除した残額である2166万2762円を支払っている以上、上記486万5990円については、既に全額支払済みである。

4 争点4-1（本件譲渡契約が公序良俗に反し、無効か）

（被告らの主張）

本件譲渡契約においては、自動植毛装置及び自動植毛製品に関して被告会社が有する全ての技術ないしノウハウが譲渡の対象となっているところ、これらの技術やノウハウは、画期的で高い財産的価値を有するものであるから、このような財産の無償譲渡は、内容において、著しく不相当な財産的給付を約させるものである。

また、本件譲渡契約の締結は、被告会社の窮迫に乗じたものである。すなわち、原告代表者は、植毛量産機を使用したカツラの製造につき、客先からの発注が思うように伸びず、採算が取れなくなったことを受け、毎日のように被告Aに電話等をし、大声で怒鳴りつけていた。被告会社にとっても、当時、植毛量産機の売却先や、毛髪器具の生産・加工委託先は、原告1社であったことから、原告との取引が終了してしまうとビジネスが完全に行き詰ってしまうため、原告との良好な関係を維持しなければならない状態にあった。

そのような中で、原告から、取引継続の条件として提示された契約関係書類の一つが本件譲渡契約書であり、原告は、取引関係上有意な立場にあることを利用して、被告会社の窮迫に乗じて契約書を作成したものである。したがって、本件譲渡契約は、公序良俗に反し、無効である。

（原告の主張）

争う。原告及び被告会社は、当初、原告が実質的に費用を捻出して植毛量産機を開発した上で、当該植毛量産機を用いて、原告が被告やUNO社から、カツラ等の製造を受注することにより利益を上げるというビジネスプランを描いていたところ、実際には、平成30年5月に至っても、十分な注文が入らない状況であつた。そのため、原告としては、多額の投資資金を回収するために代替案の検討を余儀なくされることになったが、その際に、知的財産権に関する問題を明確にしておく必要があつた。

以上のような経緯により、原告と被告会社との間で締結されたのが本件譲渡契約であり、被告らも、同契約の締結の趣旨は十分理解していたものの、特に抵抗を示すことはなかったものであり、原告が被告会社の窮迫に乗じて作成したものではない。

むしろ、被告会社は、本件譲渡契約に係る契約締結交渉において、条項の修正を提案しており、原告も同提案を受け入れたという経緯があることからしても、被告会社がその自由意思に基づき本件譲渡契約を締結したことは明確である。

5 争点4-2（本件譲渡契約の効力が被告Aらにも及ぶか）

（原告の主張）

(1) 原告と被告会社は、令和元年7月11日に、本件覚書を締結し、「本件技術」という定義につき、「被告会社が有する全ての技術及びノウハウ」を「被告会社の経営者及び従業員が有する全ての技術ないしノウハウ」に改める旨合意している。

そして、本件実施許諾契約書第1条の規定と、本件譲渡契約書第1条の規定は同趣旨であり、原告及び被告会社は、上記合意により、本件譲渡契約書第1条の「本件技術」についても、同様に変更されることを認識していたものである。したがって、本件譲渡契約における「本件技術」には、被告会社の経営者である被告Aらが有する本件特許に係る特許を受ける権利も含まれるものである。

(2) また、本件覚書の締結主体は、原告と被告会社ではあるものの、被告Aらは、被告会社の取締役であり、本件覚書の内容を認識していたものと解される以上、本件覚書の効力は、当然に被告Aらにも及ぶと解すべきである。

5 (3) 本件譲渡契約（甲9）が締結された平成30年当時、被告会社の発行済株式数は200株であったところ、それらは、創業者である被告Aによって保有されていたものと考えられるのであり、実質的には、被告Aと被告会社は同視されるべき存在であった、そのような中で、被告Aは、被告会社の代表取締役として本件譲渡契約書に自ら押印した以上、本件譲渡契約書に拘束されないという主張は、禁反言の法理からも許されるものではない。

10 また、被告会社における取締役は、被告Aら2名であり、両者は、植毛量産機の開発に関しても常に行動を共にしていた以上、被告Bにおいても、本件譲渡契約書の内容やその趣旨を十分に理解していたはずであるのに、何ら異議を述べてもいない。このことからすれば、被告Bは、何らかの特許を受ける権利を保有していたとしても、当該権利を原告に譲渡することにつき、黙示の承諾
15 を与えていたものである。

（被告Aらの主張）

(1) 本件特許権に係る発明は、被告Aらが共同で行ったものであるところ、被告Aらは、本件譲渡契約（甲9）や本件覚書（甲10）の契約当事者ではない。そして、被告会社と被告Aらは、別人格である以上、被告会社が締結した本件
20 譲渡契約の効力が被告Aらに及ぶものではない。

(2) 被告Bは、本件譲渡契約や本件覚書の作成には一切関与していない。

6 争点4－3（本件譲渡条項の適用の有無）

（原告の主張）

前記のとおり、被告会社は、原告に対し、本件業務委託契約に基づく業務委託料1719万0175円の支払債務を負っている。そして、原告は、被告会社に対し、その支払を怠っているところ、これは、本件譲渡契約第2条1号及び5号
25

(本件譲渡条項)に該当する。

また、被告会社は、平成30年5月頃までに、原告から催告を複数回受けたにもかかわらず、本件売買契約の目的物である植毛量産機2台につき、原告に対する引渡しを怠った。

5 したがって、「本件技術」に関する一切の権利は、本件譲渡条項に基づき原告に移転している以上、原告が別紙目録記載の権利を有していることは明らかである。

(被告らの主張)

争う。被告会社には、原告の主張するような違反の事実は認められない以上、
10 本件譲渡条項を適用する余地はない。

7 争点5 (被告Aらの会社法429条に基づく損害賠償責任の有無)

(原告の主張)

前記のとおり、被告会社は、原告に対し、本件売買代金相当額3240万円及び未払業務委託料等1719万0175円の合計4959万0175円の支払
15 を怠っているところ、被告Aらには、被告会社の債権者の損害が拡大することを防止すべき善管注意義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠したものであるから、取締役として職務を行うに当たり、悪意又は重大な過失があるというべきである(会社法429条)。

したがって、被告Aらは、原告に対し、連帯して4959万0175円及びこれ
20 に対する遅延損害金を支払うべき義務を負う。

(被告らの主張)

争う。

8 争点6 (本件各発明の発明者)

(原告の主張)

25 (1) 以下のとおり、本件各発明については、原告代表者であるD及び従業員であるCにも、発明者として特許を受ける権利が発生しており、これらが原告に対

し譲渡されたものであるから、仮に本件譲渡契約（甲 9）にその文言どおりの効力が認められなかったとしても、原告に本件特許権の共有持分が認められることは明らかである。

(2) 本件売買契約が締結された平成 28 年 4 月 15 日の時点では、植毛量産機はまだ完成しておらず、原告と被告会社との間で、開発に向けた協議が進められている段階であった。

そのような中で、原告側からも、「エキセン」（請求項 1）の形状や動き、「第 2 鉤針が前記ストッカーから補足して 2 つ折りされた前記毛髪糸の一方を前記第 1 鉤針に導入するように移動」（請求項 1）する構成、更に「植毛ネットに植毛された毛髪糸を引き込むように前後に異動する糸引込バー」（請求項 5）や「糸引込バーで引き込まれる毛髪糸を払い落として下方に整髪させる糸落としバー」（請求項 6）に係る構成等について積極的な技術提案がされ、これらを取り入れられた結果、量産用自動植毛機が完成するとともに、本件特許に係る発明も完成したものである（甲 6 3）。

このように、本件特許発明の重要な部分である「エキセン」に関する機構、「ストッカー」の設置や「第 2 鉤針」の動作（第 2 鉤針が毛髪糸をストッカーから補足して 2 つ折りにする。）、更に請求項 5 及び 6 に規定される「糸引込バー」や「糸落としバー」に関する機構は、主として原告代表者や C によって創作されたものである。

（被告らの主張）

原告は、毛髪に関する技術は何も有しておらず、原告と被告会社との間で定期的に開催されていた定例会において、被告らから原告側（原告代表者及び C）に対し、技術的事項について報告していたものを、C が議事録にまとめていたにすぎない。

第 5 当裁判所の判断

1 本件特許に係る明細書等の記載

本件特許に係る明細書等（甲 1 1、1 2）によれば、次の記載があることが認められる。

(1) 発明の詳細な説明

ア 技術分野

5 「本発明は、植毛ネットに毛髪糸を結び付ける植毛装置に関する。」（段落【0001】）

イ 背景技術

「特許文献 1 で開示された植毛装置は、ボビンに巻かれた長尺な毛髪糸を植毛ネットに結び付ける構造になっている。このため、ボビンに長尺な毛髪糸を巻き付ける工程と、植毛ネットに毛髪糸を植毛した後に切断する工程と
10 が必要になる。」（段落【0002】）

ウ 先行技術文献・特許文献

特開 2 0 1 8－4 0 0 8 4 号公報（段落【0003】）

(2) 発明の概要

15 ア 発明が解決しようとする課題

「本発明は、上記背景技術に鑑みてなされたものであり、予め切り揃えられた短尺な毛髪糸を用いて、植毛ネットに毛髪糸を結び付ける植毛装置の提供を目的とする。」（段落【0004】）

イ 課題を解決するための手段

20 「本発明は、第 1 鉤針にエキセンに展開された植毛ネットの一本の横糸を引っ掛けた状態で、第 1 鉤針及び横糸を移動することなく、エキセンが横糸を中心として第 1 鉤針よりも下方となるように旋回し、第 2 鉤針がストッカーから捕捉して 2 つ折りされた毛髪糸の一方を第 1 鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の一方を導入された第 1 鉤針が初期位置の側に後退した
25 後に回転して毛髪糸の一部を撚り合わせ、次に、第 1 鉤針が横糸よりも上方を通り第 2 鉤針によりストッカーから捕捉して 2 つ折りされた毛髪糸の他

方の側に前進し、第2鉤針又は第1鉤針が毛髪糸の他方を第1鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の他方を導入された第1鉤針が初期位置の側に後退して横糸に毛髪糸を結び付ける制御を制御装置により行うことを特徴とする。又、本発明にあつては、第1鉤針にエキセンに展開された植毛ネットの一本の横糸を引っ掛けた状態で、エキセンがネット掛部の中心線を中心として回転されつつかつ第1鉤針が補足した横糸の動きに沿って移動させられ、第2鉤針がストッカーから捕捉して2つ折りされた毛髪糸の一方を第1鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の一方を導入された第1鉤針が初期位置の側に後退した後回転して毛髪糸の一部を撚り合わせ、次に、第1鉤針が横糸よりも上方を通り第2鉤針によりストッカーから捕捉して2つ折りされた毛髪糸の他方の側に前進し、第2鉤針又は第1鉤針が毛髪糸の他方を第1鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の他方を導入された第1鉤針が初期位置の側に後退して横糸に毛髪糸を結び付ける制御を制御装置により行うことを特徴とする。又、本発明にあつては、前記ストッカーは前記毛髪糸を前記エキセンの中心線の延びる方向に並べられて収容されるように平板状の底部の左右方向の両端部から上方に突出した左右の側壁を備えて上部が開放された樋状に構成され、底部には前記第2鉤針の出し入れを可能とする糸取孔が設けられたことを特徴とする。又、本発明にあつては、前記ストッカーより下方には、前記第2鉤針と前記ストッカーとに展開された前記毛髪糸を収容する糸ガイドを有する糸位置出しバーが設けられたことを特徴とする。又、本発明にあつては、前記ストッカーと前記エキセンとの間には、前記植毛ネットに植毛された毛髪糸を引き込むように前後に移動する糸引込バーが設けられたことを特徴とする。又、本発明にあつては、前記ストッカーと前記エキセンとの間には、前記糸引込バーで引き込まれる毛髪糸を払い落として下方に整髪させる糸落としバーが設けられたことを特徴とする。又、本発明にあつては、植毛ネットの植毛領域を確保するよう

に植毛ネットを展開するエキセンと、当該エキセンに展開された植毛ネットに予め切り揃えられた毛髪糸を結び付ける第1鉤針と、毛髪糸を収容するストッカーから毛髪糸を捕捉する第2鉤針とを制御する植毛装置の制御方法であって、第1鉤針にエキセンに展開された植毛ネットの一本の横糸を引っ掛けた状態で、第1鉤針及び横糸を移動することなく、エキセンが横糸を中心として第1鉤針よりも下方となるように旋回し、第2鉤針がストッカーから捕捉して2つ折りされた毛髪糸の一方を第1鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の一方を導入された第1鉤針が初期位置の側に後退した後に回転して毛髪糸の一部を撚り合わせ、次に、第1鉤針が横糸よりも上方を通り第2鉤針によりストッカーから捕捉して2つ折りされた毛髪糸の他方の側に前進し、第2鉤針又は第1鉤針が毛髪糸の他方を第1鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の他方を導入された第1鉤針が初期位置の側に後退して横糸に毛髪糸を結び付けることを特徴とする。又、本発明にあっては、植毛ネットの植毛領域を確保するように植毛ネットを展開するエキセンと、当該エキセンに展開された植毛ネットに予め切り揃えられた毛髪糸を結び付ける第1鉤針と、毛髪糸を収容するストッカーから毛髪糸を捕捉する第2鉤針とを制御する植毛装置の制御方法であって、第1鉤針にエキセンに展開された植毛ネットの一本の横糸を引っ掛けた状態で、エキセンがネット掛部の中心線を中心として回転されつつ第1鉤針が補足した横糸の動きに沿って移動させられ、第2鉤針がストッカーから捕捉して2つ折りされた毛髪糸の一方を第1鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の一方を導入された第1鉤針が初期位置の側に後退した後に回転して毛髪糸の一部を撚り合わせ、次に、第1鉤針が横糸よりも上方を通り第2鉤針によりストッカーから捕捉して2つ折りされた毛髪糸の他方の側に前進し、第2鉤針又は第1鉤針が毛髪糸の他方を第1鉤針に導入するように移動し、この毛髪糸の他方を導入された第1鉤針が初期位置の側に後退して横糸に毛髪糸を結び付け

ることを特徴とする。」（段落【０００５】）

ウ 発明の効果

「本発明は、第１鉤針がエキセンに展開された植毛ネットの一本の横糸を引っ掛けた状態で、第１鉤針及び横糸を移動することなく、エキセンが横糸を中心として第１鉤針よりも下方となるように旋回するか、又は、第１鉤針がエキセンに展開された植毛ネットの一本の横糸を引っ掛けた状態で、エキセンがネット掛部の中心線を中心として回転されつつかつ第１鉤針が補足した横糸の動きに沿って移動させられることにより、第１鉤針がエキセンよりも前方に移動できるようになり、第２鉤針で引き出した予め切り揃えられた毛髪糸を植毛ネットに結び付けることができる効果を奏する。」（段落【０００６】）

エ 図面の簡単な説明（なお、【図１】ないし【図１２】については、別紙「図一覧」に記載している。）

「【図１】発明を実施するための形態に係る植毛装置の構造を模式図として示し、Ａ図はＢ図に示した矢印Ａ方向から見た側面図、Ｂ図はＡ図に示した矢印Ｂ方向から見た正面図。

【図２】発明を実施するための形態に係る植毛装置の第１動作から第４動作を示し、Ａ図はＢ図に示した矢印Ａ方向から見た側面図、Ｂ図はＡ図に示した矢印Ｂ方向から見た正面図。

【図３】発明を実施するための形態に係る植毛装置の第５動作を示した図２のＡ図に相当する側面図。

【図４】発明を実施するための形態に係る植毛装置の第６動作及び第７動作を示した図２のＡ図に相当する側面図。

【図５】発明を実施するための形態に係る植毛装置の第８動作及び第９動作を示した図２のＡ図に相当する側面図。Ｂ図はＡ－Ａ断面図。

【図６】発明を実施するための形態に係る植毛装置の第１０動作を示した

図 2 の A 図に相当する側面図。

【図 7】 発明を実施するための形態に係る植毛装置の第 1 1 動作を示した図 2 の A 図に相当する側面図。

5 【図 8】 発明を実施するための形態に係る植毛装置の第 1 2 動作及び第 1 3 動作を示した図 2 の A 図に相当する側面図。

【図 9】 発明を実施するための形態に係る植毛装置の第 1 4 動作を示した図 2 の A 図に相当する側面図。

【図 1 0】 発明を実施するための形態に係る植毛装置の第 1 5 動作を示した図 2 の A 図に相当する側面図。

10 【図 1 1】 発明を実施するための形態に係る植毛装置の第 1 6 動作から第 1 8 動作を示した図 2 の A 図に相当する側面図。

【図 1 2】 発明を実施するための形態に係る植毛装置により、植毛糸が 3 回撚り合わせられて植毛ネットに結び付けられた状態を示し、A 図は図 2 の第 2 鉤針の側から見た正面図、B 図は図 2 の第 1 鉤針の側から見た背面図。」

15 (段落【0 0 0 7】)

オ 発明を実施するための形態

「図 1 に示した発明を実施するための形態に係る植毛装置は、エキセン 1 0、第 1 鉤針 2 0、第 2 鉤針 3 0、ストッカー 4 0、糸位置出しバー 5 0、糸落としバー 6 0、糸引込バー 7 0、反転ローラー 8 0、図 6 に図示した磁石 9 0、図示のされていない駆動機構、制御装置 9 5 を備え、当該制御装置 9 5 による前記駆動機構の制御に伴いエキセン 1 0 と第 1 鉤針 2 0 と第 2 鉤針 3 0 と糸落としバー 6 0 並びに糸引込バー 7 0 のそれぞれが図 2 から図 1 1 までに示した第 1 動作から第 1 8 動作までを行い、毛髪糸 1 0 0 をストッカー 4 0 から 1 本ずつ捕捉して植毛ネット 2 0 0 の横糸 2 0 2 に結び付けて植毛するようになっている。植毛ネット 2 0 0 は、複数本の原糸を撚りあわせて一本の糸にしたものを使用して作成された場合と、複数本の原糸を撚りあわせることなく

20

25

一本の原糸の糸を使用して作成された場合との両方を含む。」（段落【０００８】）

「植毛装置が動作を行う際の初期位置の状態について説明すると、図１のＡ図に示したように、予め切り揃えられた短尺な複数本の毛髪糸１００がエキセン１０よりも上方に配置されたストッカー４０の上にエキセン１０の中心線の延びる方向に交差する方向に長い列状に寝かされて収容され、又、複数本の縦糸２０１と複数本の横糸２０２とからなる網目状に形成された植毛ネット２００が反転ローラー８０及びエキセン１０に展開され、又、第１鉤針２０がエキセン１０よりも左側に停止し、第２鉤針３０がエキセン１０よりも右側の下方に停止し、糸位置出しバー５０がストッカー４０の底部４１の左右方向の中央部に設けられた糸取孔４２よりも下方で左側に配置され、糸落としバー６０及び糸引込バー７０が糸位置出しバー５０とエキセン１０との間で糸位置出しバー５０よりも左側に停止している。」（段落【０００９】）

「尚、短尺な毛髪糸１００の長さは、完成するウィッグの毛の長さの約２倍の長さに切り揃えられており、ストッカー４０の底部４１の左右方向よりも長くても短くても適用可能であるが、長い場合に毛髪糸１００におけるストッカー４０の底部４１よりも外側に突出する部分がストッカー４０の底部４１より下方に垂直に垂下がない範囲であれば、第２鉤針３０がストッカー４０から毛髪糸１００を捕捉して下方に引き出す際に、毛髪糸１００におけるストッカー４０の底部４１よりも外側に突出する部分がストッカー４０の底部４１の左右方向の端部で擦れて傷むことを防止することができ、好適である。」（段落【００１０】）

「ストッカー４０は、図１のＢ図に示したように、平板状の底部４１の左右方向の両端部から上方に突出した左右の側壁４３を備え、左右の側壁４３の上部が開放された樋状になっている。ストッカー４０は単数でも適用可能であるが、複数個のストッカー４０が左右方向に並べられ、異なる色の毛髪糸１００、

色が同じであって太さの異なる毛髪糸１００、同じ色や同じ太さであっても硬さ（弾力）の異なる毛髪糸１００等、種類の異なる毛髪糸１００が混合された後にストッカー４０ごとに個別に供給され、完成するウィッグにおける毛髪糸１００の色や太さ或いは髪質を予め調整できるようになった場合を例示した。」

（段落【００１１】）

「尚、ストッカー４０は位置を移動する必要がないでの図示のされていない装置本体に固定した状態に設けられている。図示のされていない板状の錘がストッカー４０に供給された毛髪糸１００の上に乘せられて毛髪糸１００を押え付け、毛髪糸１００が第２鉤針３０で引き抜けるようになっている。前記錘は前記装置本体と錘との双方に連結された駆動機構としてのエアシリンダーのピストンロッドの伸縮により毛髪糸１００を上から押え付けても良い。エアシリンダーのピストンロッドの伸縮は前記制御装置９５で制御されても良い。」

（段落【００１２】）

「そして、第２鉤針３０が毛髪糸１００を何本か引き抜くと、第２鉤針３０の先端のフック３１が毛髪糸１００を引っ掛けなくなるので、上記何本か毛髪糸１００が引き抜かれた時点ごとに前記錘から毛髪糸１００に供給される圧を緩め、ストッカー４０を叩き、毛髪糸１００を整列し直せば良い。圧を緩めて整列するまでの時間間隔は毛髪糸１００の種類により変わる。上記ストッカー４０を叩く場合、人為的に行うことも考えられるが、前記制御装置９５で制御される駆動機構で行うようにしても良い。」（段落【００１３】）

「エキセン１０は、植毛ネット２００の植毛領域を確保する部材であり、左右に延びる中心線を有する円柱状のネット掛部１１と、ネット掛部１１の外面から内部に窪むようにネット掛部１１に設けられた逃げ部１２と、ネット掛部１１の両端部に設けられた軸部１３とを有し、軸部１３の左右方向に延びる中心線がネット掛部１１の左右方向に延びる中心線から半径方向の外側に偏位しかつ逃げ部１２におけるネット掛部１１の外面の側の開口の周方向の中心

部に位置する。」（段落【００１４】）

「そして、軸部１３が図示のされていない装置本体に設けられた図示のされていない軸受部に回転可能に支持され、逃げ部１２の開口が図１のＡ図に示したように左側に向けられた状態になるように、エキセン１０が停止している。
又、軸部１３の左右方向に延びる中心線が逃げ部１２の開口の周方向の中心に位置する一本の横糸２０２－１に重なっている。」（段落【００１５】）

「逃げ部１２におけるネット掛部１１の周方向に対応する開口幅は、植毛ネット２００がネット掛部１１の外面に巻き掛けられ、一本の横糸２０２－１が逃げ部１２の開口幅の周方向の中心に位置した場合において、上記中心に位置する一本の横糸２０２－１の周方向に隣接する２本の横糸２０２－２及び２０２－３のうちの一本の横糸２０２－２が逃げ部１２の開口の一侧縁周りに位置し、上記２本の横糸２０２－２及び２０２－３のうちの別の一本の横糸２０２－３が逃げ部１２の開口の他側縁周りに位置するように、植毛ネット２００の網目を構成する横糸２０２による間隔に基づき決定されている。尚、逃げ部１２におけるネット掛部１１の周方向に対応する開口幅は、横糸２０２－２と横糸２０２－３との幅以上であつてもよい。」（段落【００１６】）

「第１鉤針２０は、植毛ネット２００に毛髪糸１００を植毛する部材であり、先端のフック２１と、フック２１の針口を開閉するラッチ２２とを備える。ラッチ２２の一端部が第１鉤針２０に図示のされていない軸で回転可能に連結され、ラッチ２２の他端部の側が上記軸を中心として回転することで上記針口を開閉するようになっている。初期状態では、図１のＡ図に示したように、第１鉤針２０がエキセン１０から左側に離れて逃げ部１２の開口と対向する位置に停止し、ラッチ２２が上記針口を閉じている。」（段落【００１７】）

「第１鉤針２０は前記制御装置９５で制御される駆動機構で動作して毛髪糸１００を植毛するようになっている。又、第１鉤針２０は、図１のＢ図に示した複数本の第２鉤針３０と同じに、左右に並んだ複数本になっている。複数本

の第1鉤針20の一群は、前記制御装置で制御される駆動機構と一緒に動作して毛髪糸100を植毛ネット200に植毛するようになっている。第1鉤針20と第2鉤針30とが1対1に対応付けられている。第1鉤針20及び第2鉤針30は複数本に限定されるものではなく単数本でも良い。」（段落【0018】）

「第2鉤針30は、ストッカー40から毛髪糸100を捕捉する部材であり、先端に1本の毛髪糸100を捕捉可能なフック31が設けられる。初期状態では、図1のA図に示したように、第2鉤針30がエキセン10から右側に離れてエキセン10と反転ローラー80との間の位置に停止し、フック31の針口32が図1のA図における紙面の表側に向いている。又、第2鉤針30は、図1のB図に示したように、左右に並んだ複数本になっている。複数本の第2鉤針30の一群は、前記制御装置95で制御される駆動機構と一緒に動作して毛髪糸100を捕捉するようになっている。尚、フック31が1本の毛髪糸100を捕捉する場合を例示するが、フック31が2本又は3本以上の複数本の毛髪糸100を捕捉するようにしてもよい。」（段落【0019】）

「糸位置出しバー50は、第2鉤針30でストッカー40から引き出される毛髪糸100を所定位置に誘導する部材であり、図1のB図に示したように、左右に延びる中心線を有する円柱状の外周面から中心線の側に窪む複数の糸ガイド51が円柱状の外周面を一周するように設けられている。又、糸位置出しバー50の左右方向の両端部が前記装置本体に固定して設けられても良いが回転可能に設けられることにより、糸位置出しバー50が第2鉤針30でストッカー40から引き出される毛髪糸100で回転され、毛髪糸100における第2鉤針30で引き出される部分が糸ガイド51で擦れて傷むことを防止することができ、好適である。糸ガイド51の個数は、第2鉤針30の個数と同数になっている。」（段落【0020】）

「糸落としバー60は、植毛ネット200に植毛された毛髪糸100が糸引

込バー 7 0 で引き込まれる工程において前記制御装置 9 5 で制御される駆動機構で上下に振動し、糸引込バー 7 0 で引き込まれる毛髪糸 1 0 0 の端部を払い落として下方に毛髪糸 1 0 0 を整髪させるようになっている。」（段落【0 0 2 1】）

5 「糸引込バー 7 0 は、前記制御装置 9 5 で制御される駆動機構で前後に移動し、植毛ネット 2 0 0 に植毛された毛髪糸 1 0 0 を引き込むようになっている。磁石 9 0 は、第 1 鉤針 2 0 で毛髪糸 1 0 0 を植毛ネット 2 0 0 に植毛する前工程として、第 1 鉤針 2 0 が第 2 鉤針 3 0 とストッカー 4 0 とで 2 つ折りになった毛髪糸 1 0 0 の間に入って後退するときに第 1 鉤針 2 0 のラッチ 2 2 が毛
10 髪糸 1 0 0 に触れて閉じられることから、この閉じられたラッチ 2 2 を磁力で吸引して開くように、前記装置本体に取り付けられており、永久磁石又は電磁石のどちらでも適用可能であるが、電磁石であれば、電磁石を前記制御装置 9 5 で制御し閉じられたラッチ 2 2 を開くときだけ磁力を発生することができる。反転ローラー 8 0 は、前記装置本体に取り付けられている。」（段落【0
15 0 2 2】）

「図 2 乃至 1 1 を用いて植毛装置の動作を説明する。図 2 に示したよう、第 1 動作としての糸引込バー前進動作により、糸引込バー 7 0 の前部が前進し B 図におけるストッカー 4 0 の糸取孔 4 2 及び第 2 鉤針 3 0 を右側に超えた位置に停止する。次に、第 2 動作としての第 2 鉤針上昇動作により、第 2 鉤針 3
20 0 が上昇し、フック 3 1 が糸取孔 4 2 を経由してストッカー 4 0 の内部における複数本の毛髪糸 1 0 0 の列の中に入った後に下降して初期位置に停止する。この第 2 鉤針上昇動作でフック 3 1 が 1 本の毛髪糸 1 0 0 の左右方向の中央部を引っ掛けながら下降して停止することで、上記 1 本の毛髪糸 1 0 0 がストッカー 4 0 と第 2 鉤針 3 0 との間で 2 つ折りされた状態となる。図 2 の B 図に
25 示したように、複数本の第 2 鉤針 3 0 で 2 つ折りされた毛髪糸 1 0 0 が 1 本ずつ糸位置出しバー 5 0 の複数の糸ガイド 5 1 のそれぞれに収容されるので、第

2 鉤針 3 0 とストッカー 4 0 とに展開された各毛髪糸 1 0 0 の位置が所定位置に確保され、第 1 鉤針 2 0 が各毛髪糸 1 0 0 を適切に捕捉することができる。」（段落【0 0 2 3】）

「又、第 3 動作としての第 1 鉤針前進動作により、第 1 鉤針 2 0 のフック 2 1 が横糸 2 0 2 - 1 の下を通るのに伴い、ラッチ 2 2 が横糸 2 0 2 - 1 に干渉して開き、フック 2 1 の針口が横糸 2 0 2 - 1 を左側から右側に超えて逃げ部 1 2 に收容されて仮想線で示す位置に到達する。その後、第 4 動作としての第 1 鉤針後退動作により、第 1 鉤針 2 0 が仮想線で示した位置から実線で示した位置に後退し、フック 2 1 が横糸 2 0 2 - 1 を引っ掛ける。」（段落【0 0 2 4】）

「図 3 に示したように、第 5 動作としてエキセン 1 / 4 回転動作により、エキセン 1 0 の軸部 1 3 が図示のされていない駆動機構で一方向に回転されるのに伴い、ネット掛部 1 1 が軸部 1 3 の中心線を中心として仮想線で示した位置から実線で示した位置へと下方に旋回し、逃げ部 1 2 の開口が上方に向けられた状態となり、前記軸部 1 3 の一方向への回転が停止する。これにより、第 1 鉤針 2 0 と横糸 2 0 2 - 1 を移動することなく、エキセン 1 0 が第 1 鉤針 2 0 及び横糸 2 0 2 - 1 の下側に移動する。前記「第 1 鉤針 2 0 と横糸 2 0 2 - 1 を移動することなく、」とは、エキセン 1 0 が下側に移動する際に、植毛ネット 2 0 0 の弾力により、第 1 鉤針 2 0 の先端部分が震えるように動く場合も含む。このエキセン 1 0 の仮想線で示した位置から実線で示した位置への移動により、第 1 鉤針 2 0 がエキセン 1 0 の上方を通りストッカー 4 0 と第 2 鉤針 3 0 との間で 2 つ折りになった毛髪糸 1 0 0 の間の側に移動することが可能になる。エキセン 1 0 を仮想線で示した位置から実線で示した位置へと下方に旋回させて第 1 鉤針 2 0 よりも下に位置するように移動させることで、横糸 2 0 2 - 1 が過負荷を受けず切れることも無く、第 1 鉤針 2 0 が過負荷を受けずに破損することも無い。」（段落【0 0 2 5】）

「尚、エキセン 10 を仮想線で示した位置から実線で示した位置へと下方に
旋回させることなく、第 1 鉤針 20 が横糸 202-1 を引っ掛けたまま、エキ
セン 10 が制御装置 95 の制御により図示しない駆動機構でネット掛部 11
の中心線を中心として回転されつつかつ第 1 鉤針 20 が補足した横糸 202
5 2-1 の動きに沿って移動させられることでも適用可能である。その際、第 1 鉤
針 20 は、移動前の平行状態を保ったまま移動させられる。このようにエキセ
ン 10 と第 1 鉤針 20 の動きにより、横糸 202-1 が第 1 鉤針 20 に引っ掛
けられた状態でエキセン 10 の最も上側に位置する状態となる。」（段落【0
026】）

「図 4 に示したように、第 6 動作としての第 1 鉤針前進動作により、第 1 鉤
針 20 が前進するのに伴い横糸 202-1 がフック 21 から抜けて開いたラ
ッチ 22 で持ち上げられ第 1 鉤針 20 のラッチ 22 よりも後部の上に落下し、
フック 21 がストッカー 40 と第 2 鉤針 30 との間で 2 つ折りになった毛髪
糸 100 の側に近づく。そして、第 7 動作としての第 1 鉤針横向き動作により、
15 フック 21 の針口が上を向いた状態から横向きになるように第 1 鉤針 20 が
回転する。この第 1 鉤針 20 の回転に伴い、フック 21 の針口が毛髪糸 100
の第 2 鉤針 30 から糸取孔 42 の左側に接触する側につまり図 4 の紙面の裏
側に向けられた状態になる。」（段落【0027】）

「図 5 に示したように、第 8 動作としての第 1 鉤針前進動作により、第 1 鉤
針 20 がフック 21 の針口を横向きのまま更に前進するのに伴い、フック 21
20 が毛髪糸 100 の第 2 鉤針 30 から糸取孔 42 の左側に接触する部分と第 2
鉤針 30 から糸取孔 42 の左側に接触する部分との間に入り、フック 21 の針
口が毛髪糸 100 の第 2 鉤針 30 から糸取孔 42 の左側に接触する部分に向
き合うまで第 1 鉤針 20 が前進して止まる。その後、第 9 動作としての第 2 鉤
針横移動動作により、第 2 鉤針 30 が図 5 の紙面の裏側から表面の側に横移動
25 するのに伴い、B 図に示したように、毛髪糸 100 の第 2 鉤針 30 から糸取孔

4 2 の左側に接触する部分が第 1 鉤針 2 0 の針口に導入される。これにより、第 1 鉤針 2 0 が毛髪糸 1 0 0 の第 2 鉤針 3 0 から糸取孔 4 2 の左側に接触する部分を捕捉する。フック 2 1 の針口が B 図の上側に向けられた状態であり、フック 3 1 の針口 3 2 が B 図の下側に向いている状態であることから、毛髪糸 1 0 0 の導入の際に第 2 鉤針 3 0 から毛髪糸 1 0 0 が外れることがない。」(段落【0 0 2 8】)

「図 6 に示したように、第 1 0 動作としての第 1 鉤針後退動作により、フック 2 1 の針口が横を向いた状態から上向きになるように第 1 鉤針 2 0 が回転し、横糸 2 0 2 - 1 にラッチ 2 2 が接触して針口が閉じられる。第 1 鉤針 2 0 が初期位置の側に後退し実線で示したように植毛ネット 2 0 0 から離れるに伴い毛髪糸 1 0 0 の第 2 鉤針 3 0 から糸取孔 4 2 の左側に接触する部分をストッカー 4 0 から引き出す。この毛髪糸 1 0 0 の引き出された部分は、糸取孔 4 2 の左側から糸位置出しバー 5 0 を経由し横糸 2 0 2 - 1 と横糸 2 0 2 - 2 との間を通りフック 2 1 で折り返され、そして、フック 2 1 から横糸 2 0 2 - 1 と横糸 2 0 2 - 2 との間を通り、更に、横糸 2 0 2 - 1 と横糸 2 0 2 - 3 との間を通り第 2 鉤針 3 0 に至るように展開される。第 1 鉤針 2 0 が実線で示した位置から仮想線で示した位置へと後退するのに伴い、ラッチ 2 2 が磁石 9 0 の磁力で吸引され第 1 鉤針 2 0 の針口を開く。」(段落【0 0 2 9】)

「図 7 に示したように、第 1 1 動作としての第 1 鉤針上昇動作により、第 1 鉤針 2 0 が図 6 の仮想線で示した位置から前進しかつ上昇するのに伴い毛髪糸 1 0 0 のフック 2 1 と横糸 2 0 2 - 1 との間の部分が横糸 2 0 2 - 1 を中心とした V 字形を呈する。尚、第 1 鉤針上昇動作は無くてもよいが、第 1 鉤針上昇動作を行うことにより、後述する第 1 2 動作の際に、フック 2 1 が毛髪糸 1 0 0 の糸位置出しバー 5 0 と横糸 2 0 2 - 1 との間の部分を確実に通るようになる。その後、第 1 鉤針 2 0 が毛髪糸 1 0 0 を横糸 2 0 2 - 1 に結ぶために回転する。第 1 鉤針 2 0 の回転数は、1 回転、2 回転又は 3 回転以上でも良

い。第1鉤針20が回転することにより、毛髪糸100のフック21と横糸202-1との間の2本の部分が互いに絡むように撚り合わせられてループ部45が設けられ、フック21の針口が上を向いた状態で停止する。」(段落【0030】)

5 「図8に示したように、第12動作としての第1鉤針前進及び横向き動作により、第1鉤針20が上向きのまま紙面の表側に移動した後に前進し、フック21が毛髪糸100の糸位置出しバー50と横糸202-1との間の部分を通り、フック21の針口が毛髪糸100の第2鉤針30から糸取孔42の右側に接触する部分まで第1鉤針20が前進して止まる。この際、ループ部45は、
10 第1鉤針20のラッチ22よりも後部の上に落下した状態となる。その後、フック21の針口が上を向いた状態から横向きになるように第1鉤針20が回転する。この第1鉤針20の回転に伴い、フック21の針口が毛髪糸100の第2鉤針30から糸取孔42の右側に接触する側につまり図8の紙面の裏側に向けられた状態になる。第13動作として第2鉤針30が図8の紙面の裏側から表面の側に横移動しフック21の針口に毛髪糸100の第2鉤針30から糸取孔42の右側に接触する部分を導入する。又は、第1鉤針20が図8の紙面の表側から裏面の側に横移動しフック21の針口に毛髪糸100の第2鉤針30から糸取孔42の右側に接触する部分を導入するようにしてもよい。
15 これにより、第1鉤針20が毛髪糸100の第2鉤針30から糸取孔42の右側に接触する部分を捕捉し、毛髪糸100が第1鉤針20に導入される。尚、第2鉤針30と第1鉤針20の両方が、互いに近づくように動いてもよい。フック21の針口が図8の紙面の裏側に向けられた状態であり、第2鉤針30のフック31の針口32が図8の紙面の表側に向いていることから、毛髪糸100の導入の際に第2鉤針30から毛髪糸100が外れることがない。」(段落
20 【0031】)

「図9に示したように、第14動作としての第1鉤針後退及び回転動作によ

り、毛髪糸 1 0 0 の第 2 鉤針 3 0 から糸取孔 4 2 の右側に接触する部分を捕捉した第 1 鉤針 2 0 が上向きになるように回転し、初期位置の側に後退するのに伴い、ループ部 4 5 にラッチ 2 2 が接触し、フック 2 1 の針口が閉じられ、横糸 2 0 2 - 1 に対する毛髪糸 1 0 0 の結びつまり植毛が完了する。この第 1 鉤針 2 0 のフック 2 1 が後退してループ部 4 5 を通過する際に第 2 鉤針 3 0 が上下に小刻みに動いてフック 3 1 から毛髪糸 1 0 0 を外しの毛髪糸 1 0 0 のピーリングを防止する。ピーリングとは、毛髪糸 1 0 0 が摩擦によって、縮れてしまう現象をいう。」（段落【0 0 3 2】）

「図 1 0 に示したように、第 1 5 動作としての糸引込バー後退動作により、糸引込バー 7 0 が初期位置の側に後退するのに伴い毛髪糸 1 0 0 の糸位置出しバー 5 0 の側の部分をエキセン 1 0 の側に引き込む。そして、糸引込バー 7 0 が初期位置に停止する。」（段落【0 0 3 3】）

「図 1 1 に示したように、第 1 6 動作から第 1 8 動作を行う。第 1 6 動作として第 1 鉤針 2 0 が初期位置に戻って停止する間にラッチ 2 2 がフック 2 1 の針口を閉じる。第 1 7 動作としてエキセン 1 0 が軸部 1 3 の中心線を中心として図 3 に実線で示した位置から図 3 に示した仮想線で示した位置の側に戻るように旋回するのに伴い、逃げ部 1 2 の開口が左側に向けられた初期位置に戻る。第 1 8 動作として糸落としバー 6 0 が下方に移動するに伴い横糸 2 0 2 - 1 に対する植毛の完了した毛髪糸 1 0 0 を下方に整髪させる。そして、糸落としバー 6 0 が上方に移動し初期位置に停止する。これにより、植毛装置における横糸 2 0 2 - 1 に対する毛髪糸 1 0 0 を植毛する動作の 1 サイクルが終了し、図 1 2 に示す、結び目が作成される。尚、図 1 2 は、第 1 1 動作において、第 1 鉤針 2 0 が 3 回転し、植毛糸 1 0 0 が 3 回撚り合わせられて植毛ネット 2 0 0 に結び付けられた状態を図示している。尚、第 1 6 動作から第 1 8 動作のいずれから先に行っても良く、第 1 6 動作から第 1 8 動作を同時に行っても良い。」（段落【0 0 3 4】）

「図 1 において、ストッカー 4 0 の底部 4 1 に糸取孔 4 2 が設けられていなくても適用可能であるが、図示のように底部 4 1 に糸取孔 4 2 が設けられたことで、第 2 鉤針 3 0 が直線的に昇降して出し入れを可能となるので、第 2 鉤針 3 0 によるストッカー 4 0 からの毛髪糸 1 0 0 の捕捉する動作が簡便になる。」
(段落【0 0 3 5】)

(3) 本件発明 1 の技術的特徴

本件発明 1 に係る特許請求の範囲の記載及び上記(1)の記載内容によれば、本件各発明は、以下のとおりのもものと認められる。

すなわち、本件発明 1 は、植毛ネットに毛髪糸を結び付けるための機械に関するものであるところ、①ボビンに巻かれた長尺の毛髪糸を用いた場合、ボビンに長尺の毛髪糸を巻き付けた上で、更に、その毛髪糸を植毛した後に切断する必要が生じるため、それらの工程を経ることなく、容易に植毛をするための手段を提供することや、②植毛ネットの網目に毛髪糸を絡める工程の複雑さをより簡易化することを課題とするものである。

そして、本件各発明は、このような課題を解決するために、請求項 1 記載の構成を備えることによって、予め切りそろえられた複数本の毛髪糸を水平ストッカーに寝かせて収容した上で、第 2 鉤針の上下運動により、当該毛髪糸の中央部を引っ掛けながら下降させ、第 1 鉤針が植毛ネットの横糸を 1 本引っ掛けた状態において、同第 1 鉤針及び同横糸を移動させることなく、エキセンを旋回させることにより、同鉤針及び同横糸を相対移動させることによって、植毛ネットの網目に毛髪糸を絡める工程をより簡素化し、もって上記課題を解決するものである。

そうすると、従前の技術的課題を解決するための特徴的部分は、水平ストッカーに寝かせて収容された毛髪糸を引っ掛けながら下降させ、エキセンという回転体による毛髪糸の絡め工程を実現するという構成要件 1 B 及び 1 C の構成であるものと認められる。

2 本件の事実経過

証拠（後掲証拠のほか、原告代表者、被告らの各本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告と被告会社の共同事業に至る経緯

5 ア 被告Aは、昭和59年に株式会社プロピア（以下「プロピア」という。）を設立し、平成元年2月に毛髪業界に参入した。

 プロピアは、平成15年2月には、厚さ0.03mmのポリウレタンフィルムに60ミクロンのポリエステル製人口毛髪を植毛した商品である「ヘアコンタクト」の開発に成功したものの、その後、生産性の向上のために機械を改造したことにより大量の不良品を出してしまった結果、民事再生法の適用を受けることとなり、その後、被告Aも、代表者の地位を退いた。

10 イ 被告Bは、昭和55年に株式会社キャノンに入社し、同社において、開発業務等に携わっていたが、平成19年に退社し、プロピアに入社した。そして、被告Bは、プロピアでは、新規商品開発等に従事し、平成21年頃には、
15 発明の名称を「つけまつ毛の製造方法」とする特許を出願し、登録を受けた。

 ウ プロピアは、平成23年5月、真田製作所と共同して、ポリウレタンフィルムにポリエステル製の筆先を利用することにより、まつ毛の自動機開発を成功させた。

20 エ 被告Aらは、平成26年頃、プロピアを退社して被告会社を設立し、真田製作所とともに、量産用の自動植毛機械を開発し、同植毛機械を活用した毛髪用品の大量生産を行う新規事業（以下「本件事業」という。）に着手した。

 オ 被告Aらは、平成27年9月頃、株式会社ハリガイ工業（以下「ハリガイ工業」という。）に対し、本件事業に基づく毛髪用品の委託生産を依頼したところ、同社のE社長からは、株式会社ハリガイ興業（以下「ハリガイ興業」という。）において委託生産を行いたいとの提案があり、同社のD社長（原告代表者）を紹介された。

当時、ハリガイ興業は、毛髪関係の事業は行っていなかったため、被告Aからは同提案に対して懸念を示したものの、ハリガイ工業による援助も保証されたため、最終的に、原告代表者が新たに原告を設立した上で、原告との間で取引を行うこととなった。

5 なお、毛髪用品の販路としては、韓国企業であるUNO&COMPANY（以下「UNO社」）などが想定されていた。

カ ハリガイ興業と被告会社は、平成28年2月頃から、本件事業に関する打合せを月2回から4回程度の頻度で開催するようになり、ハリガイ興業からは原告代表者及びCが、被告会社からは被告Aらが出席した。

10 （以上につき、甲19、63、乙12、29ないし32）

(2) その後の開発及び契約締結の経緯

ア 本件事業は、まず、自動植毛機械の開発を目的とするものであるところ、被告会社は、平成28年3月2日に、ハリガイ興業に検証機を持参してデモンストレーションを行った。同検証機では、エキセン機構は用いられず、櫛歯のような形状の板に植毛ネットを固定させる方式が採用されていたものの、同方式には、ネットの破損やネットの2目取り等の課題があるという認識が当事者間で共有された。（甲63〔添付資料8〕、乙32、34）

イ 原告代表者は、平成28年4月5日、原告を設立した。それ以降は、被告会社は、原告との間で打合せを行うことになり、原告からは、引き続き、原告代表者及びCが出席した。（甲1、19、弁論の全趣旨）

ウ 原告と被告会社は、平成28年4月15日、「カツラ専用植毛量産機」2台を3000万円（消費税別）で原告が被告会社から買い受ける内容の売買契約を締結した（本件売買契約）。当時、植毛量産機は、まだ完成していなかったが、本件売買契約は、原告が先に被告会社に売買代金を支払うことにより、植毛量産機の開発資金とするという意味合いを持つものでもあった。

原告は、同月27日、被告会社に対し、上記売買契約に基づき、3240

万円を支払った。（甲 3、63、弁論の全趣旨）

エ 原告と被告会社は、平成 28 年 4 月 25 日、被告会社を発注者、原告を受注者とする取引に係る取引基本契約（本件取引基本契約）を締結した。（甲 5）

5 オ 真田製作所作成に係る平成 28 年 5 月 25 日付けの図面（以下「本件図面」という。乙 32〔添付資料⑥〕）には、「エキセン軸」との名称が使用されているほか、当該「エキセン軸」が 90 度回転した際のニードルの位置関係が記載されている（乙 30、32）。

10 カ 被告会社は、平成 28 年 6 月 14 日、原告に対し、モックアップ機の動作を撮影した動画を送付したが、同動画で撮影された機械では、櫛歯板が採用されており、エキセンの採用には至っていない。

また、被告会社の制作したモックアップ機においては、毛髪糸を植毛ネットに結び付けた後に、余った毛髪糸を処理するための機能は備わっていなかった。（甲 19 の 2〔16 頁〕、甲 63〔添付資料 9-1〕、乙 32〔添付資料⑤〕、36）

15

キ C は、平成 28 年 6 月 15 日、被告 A らに対し、「植毛機見取り図 レイアウト用」と題する図面のデータを送付した。同図面は、ハート形のネットブレードが偏芯軸を起点に回転するという動作が記載されている。（甲 63〔添付資料 9-4〕）

20 ク 平成 28 年 6 月 30 日の打合せでは、垂直カートリッジの問題点が指摘され、原告と被告会社の当事者間に共有された。（甲 19 の 2〔13 頁〕、乙 37）

ケ 被告会社は、平成 28 年 7 月 6 日、真田製作所において実証実験を行ったが、その様子が撮影された動画には、上部にストックされた毛髪を下から引っ張る構成が採用されている。（乙 32〔添付資料⑨〕、38）

25

コ 平成 28 年 7 月 28 日の打合せにおいては、結び終わった後の毛髪糸をど

う処理するかにつき、原告と被告会社の当事者間で検討課題として共有された。（甲１９の２〔１６頁〕、甲６３）

サ 原告及び被告会社は、平成２８年１０月頃、ハート型ではなく、円筒型のエキセンを採用することを決定した。（甲６３、弁論の全趣旨）

シ Cは、平成２８年１１月８日付けで図面を作成したところ、同図面では、円筒型のエキセンが記載されている。（甲６３〔添付資料１０〕、弁論の全趣旨）

ス Cは、平成２８年１１月頃、第２鉤針から糸を引き込むバー機構により右側の糸を左側に引き込み、第１鉤針が結んで引いた糸とともに引き落とす機構を考え、被告Bに対し、その旨を伝えた。その結果、最終的に、糸引込みバー（構成要件５Ａ）及び糸落としバー（構成要件６Ａ）を備える構成が採用された。（甲６３、弁論の全趣旨）

セ 原告と被告会社は、平成２９年１月頃、植毛量産機の試作品が完成したため、同月１９日に、植毛量産機の導入計画を具体的に進めるための協議を開催した。（甲２０）

(3) 本件売買契約締結に至る経緯

ア 原告と被告会社は、平成２９年１月１９日、前記協議を踏まえ、本件取引基本契約に基づき、本件業務委託契約を締結した。（甲６）

本件業務委託契約においては、目的物が「カツラ植毛部品」であり、基準単価として、生産数量が月時６万０８８０個の場合には３００円、月時１２万１７６０個の場合には２４７円と定められた。（甲６）

イ その後、被告会社は、植毛量産機の開発を継続していたが、資金不足に陥ったため、原告に対し、資金援助を申し入れた。

これを受けて、原告と被告会社は、平成２９年２月１日、植毛量産機に係る売買基本契約を締結した。同契約においては、植毛量産機１台の売買代金は１４０８万円（消費税別）と定められた。そして、原告は、被告会社との協

議の上、金融機関からの融資を受け、売買代金の原資に充てることとした。

(以上につき、甲 14、21、22、弁論の全趣旨)

ウ 原告は、筑波銀行から融資を受けたことを踏まえ、平成29年6月12日、植毛量産機の導入時期等に関する計画を作成した。そして、原告は、その後、同計画に基づき、平成29年4月から同年8月までの間に、合計で15台の植毛量産機を発注した。

被告会社は、計画どおりに植毛量産機を製造することができず、同月頃までには納入に遅れが生じていたものの、平成30年5月頃までには、12台を原告に納入した。

そして、原告と被告会社は、平成30年7月頃までには、残りの3台(13号～15号機)について、発注をキャンセルすることを合意した(本件キャンセル合意)。

(以上につき、甲 25ないし 27、乙 9、弁論の全趣旨)

(4) 本件譲渡契約締結に至る経緯

ア その後、本件事業については、UNO社をはじめとする販路から、想定していたほどの発注がなかったため、被告会社は採算が悪化し、原告に対する返済が滞るようになった。(被告A本人、弁論の全趣旨)

イ 原告は、それまで本件事業に投下した資金を回収することができなくなることを懸念し、平成30年3月頃、被告会社が支払不能になった場合に備え、被告会社が保有する特許権等を担保に取ることを検討し、被告会社に対し、債務不履行等の一定の事由が生じた場合に、これらに移転する内容の契約の締結を求めた。

(甲 42の1、原告代表者本人、被告A本人)

ウ 被告会社は、平成30年4月30日、原告に対し、本件譲渡契約につき、「財産状態が著しく悪化し、又は、そのおそれがあると認められる相当の事由があるとき」という条項のほか、「2015年4月25日付け「基本契約

書」。2017年1月19日付「業務委託に関する個別契約書」に基づく、甲から乙に対する本製品の発注数量が、別途甲乙協議のうえ決定される基準を満たさないとき」という条項を、いずれも削除するよう申し入れた。

これに対し、原告は、同年5月1日、被告会社に対し、上記削除について「断腸の思いでこれらを受け入れます」として、応じる旨返答し、これをもって、本件譲渡契約書の案文が確定した。なお、契約交渉は、原告代表者及び被告Aの間で行われ、被告Bは一切関与しなかった。

(甲42の1、乙51、52、弁論の全趣旨)。

エ 原告と被告会社は、平成30年5月1日、本件譲渡契約を締結した。(甲9)

(5) 本件売買契約の解除

原告は、平成30年6月19日、被告会社に対し、本件売買契約を解除する旨の意思表示をするとともに、同年7月20日までに、既払代金額3240万円を支払うよう求めた。(甲4)

(6) 本件業務委託契約に基づく発注等の経緯

ア 被告会社は、平成29年1月から平成31年7月までの間、継続的に、原告に対し、発注書を提示し、又はメールで発注を依頼する方法により、サンプルウィッグ等の生産を委託していた。

これを受けて、原告は、平成29年1月から平成30年9月までの間、毎月、被告会社に対し、請求書(甲47)を送付した。

イ 見積書ないし請求書には、被告会社から発注のあった商品につき、原告において設定した金額が記載されていたほか、平成29年10月31日付け請求書(甲47の10)以降は、「f o z 責任」、「無稼働停止」などとして、被告会社による発注数量が不足していたことにより、本来稼働を予定していた植毛量産機を停止したことに伴う損失補償の性質を有する金額も記載されていた。

これに対し、被告会社は、請求書に記載された金額や内訳について、納得しておらず、原告代表者に対し、異議を述べることもあったが、金額について具体的に合意することのないまま、原告会社に対し、次の発注を行い、原告会社から請求書の送付を受けるという取引を繰り返していた。

5 ウ 被告会社は、平成29年11月、原告に対し、本件業務委託契約に基づく業務委託料として、413万4133円を支払ったところ、これは、同年4月30日付け請求書、同年5月31日付け請求書、同年6月30日付け請求書、同年7月31日付け請求書、同年8月31日付け請求書及び同年9月30日付け請求書（甲47の4ないし9）に記載された各請求金額の合計額と
10 一致するものである。

 その後も、被告会社は、令和2年1月までの間に弁済を繰り返したところ、その合計は2261万2762円となる（ただし、そのうち95万円については、本件業務委託契約に基づく未払業務委託料等に対して支払われたものであるのか、あるいは、本件売買代金の返還債務に対して支払われたものであるのかにつき争いがある。）。

15 （以上につき、甲7、47ないし61、112ないし128、乙46、原告代表者本人、被告A本人、弁論の全趣旨）

(7) 被告会社による返済計画案の作成等

ア 消費貸借契約書の作成

20 被告Aは、平成30年6月28日、原告に対し、「早速ですがお約束しました返済計画を添付します。今できる返済計画を立てました。今後の営業努力もありますなるべく植毛機を返済資源にしたいと思っていますが今の段階では計画には入れられませんのでどうぞご理解を頂きよろしくお願い致します。」として、押印されていない状態の消費貸借契約書（以下「本件消費貸借契約書」という。）を送付した。
25

 本件消費貸借契約書は、被告会社が原告に対し、買掛金債務1020万7

354円の債務に加え、3240万円の債務を有することを認める内容となっている。（甲34の1、2）

イ 本件返済計画表の作成

5 原告の代理人弁護士であるF弁護士は、平成30年7月27日付けで、被告会社に対し、①業務委託契約に基づく未払債務が907万7993円にも及ぶことのほか、②機械代金3240万円につき、支払を催告する内容の書面を送付した。（甲15）

これに対し、被告会社は、平成30年8月14日付けで、本件返済計画表（甲16〔2枚目〕）を作成し、F弁護士にメールで送付した。本件返済計画表では、平成30年8月当時の期末残高は4954万7665円と記載されている。（甲16）

これを受けて、F弁護士は、同月17日、本件返済計画表を原告にメールで共有した。（甲69）

15 なお、4954万7665円は、本件売買契約の代金3240万円を含むものであるところ、その差額である1754万7665円は、平成30年7月時点における被告会社からの未収金として原告が主張する額（1714万7665円。なお、この金額は、別紙対照表の番号1から66までの請求に係る未収金の総額である。）と一致する。（弁論の全趣旨）

ウ 被告会社によるその後の弁済

20 被告会社は、平成30年9月から令和2年1月までの間、原告に対し、合計95万円を支払った。（争いがない）

(8) 真田製作所からの請求書

ア 真田製作所作成に係る平成30年2月28日付けの請求書には、13号機につき、604万円との記載がある。（乙6、27）

25 同請求書には、同年1月29日に1304万6400円、同年2月27日に1304万6400円の入金があった旨の記載があるところ、実際に、被

告会社は、1月29日及び2月27日に、真田製作所にそれぞれ1304万6400円を送金している。（乙21）

イ また、真田製作所作成に係る平成30年4月30日付け請求書には、14号機の残金として604万円、15号機につき1208万円との記載がある。
（乙6、27）

真田製作所作成に係る同年3月31日付け請求書には、同月29日に1080万円の入金があった旨の記載があるところ、実際に、被告会社は、同日、真田製作所に対し、同額を振り込んでいる。（乙28の1）

3 上記認定事実の補足説明

被告らは、被告Aが本件返済計画表を作成したものではない旨主張する。しかしながら、証拠（被告A本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告Aは、平成30年8月14日、F弁護士に対し、手紙（甲16）を送付したこと自体は認めているところ、上記メールには、「その後の返済計画につきましては、添付の別表の通りを予定しております。」と記載されていることが認められる。そうすると、上記手紙の内容自体に別表を添付した旨記載されているのであるから、上記手紙の作成名義人である被告Aは、本件返済計画表を上記にいう別表として添付し、これらを併せて送付したものと認めるのが相当である。

したがって、被告Aが自ら本件返済計画表を手紙に添付している以上、被告A自身が本件返済計画表を作成したものと推認するのが相当である。

これに対し、被告Aは、本件返済計画表を作成したかどうか覚えていない、このような高度なものは作成できない、あるいは、本件返済計画表を添付していないなどと供述する一方、上記手紙の内容によれば添付別表のとおりなどと書いているから送ったのでしょなどとも供述するなど、その供述内容は、一貫性を欠くものである。そもそも、本件返済計画表は、被告Aらの事業等を左右する極めて重要な内容であるにもかかわらず、この点に関して極めて曖昧なものに終始する供述内容は、そのこと自体、信用性が低いというほかない。

そうすると、被告Aの供述は、その信用性を欠くものであり、上記手紙の内容に照らし、上記認定を左右するに至らない。

したがって、被告らの主張は、採用することができない。

4 争点1（一部弁済の有無）について

5 被告会社は、原告代表者と被告Aとの間のメールの内容（乙23）を根拠として、平成30年9月から平成2年1月までに支払った95万円については、本件売買契約に基づく代金3240万円の返還債務に対する一部弁済として充当されるべき旨主張している。

そこで検討するに、証拠（乙20）及び弁論の全趣旨によれば、被告会社は、
10 原告に対し、平成30年9月28日から平成2年1月まで15回にわたり合計95万円を支払っていることが認められるところ、証拠（乙23）によれば、被告Aは、平成30年9月28日、原告代表者に対し、「本日少ないですが未入金分の機械代金一部200、000円を振り込ませて頂きました。今後の進捗は報告させていただきます。増資が進むと機械代金のお支払いができます。」というメール
15 を送っていることが認められる。しかしながら、証拠（乙23）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、上記メールを受領した後、機械代金の一部として充当することを直ちに拒否し、その後、被告会社は、支払の充当関係につき原告と協議することなく、原告に対し機械代金の一部として充当することを求めずに、その後継続的に平成元年1月まで合計75万円を分割払いしていることが認められる。

20 これらの事情の下においては、被告会社は、原告との間で、上記合計95万円の一連の支払につき、機械代金の一部として充当しないことに黙示に合意していたものと認めるのが相当である。

したがって、被告会社の主張は、上記支払の経過に照らし、採用することができない。

25 5 争点2（本件キャンセル合意により被告会社に生じた損害の有無及びその額）について

(1) 被告会社は、本件キャンセル合意により、被告会社に３２４０万円を超える損害が生じた旨主張した上、同損害に係る損害賠償請求権を自働債権とする相殺により、被告会社は、本件売買契約の解除に伴う３２４０万円の支払債務を負わない旨主張する。

5 そこで検討するに、前記認定事実(8)によれば、被告会社が真田製作所から、キャンセルの対象となった１３～１５号機に係る製造代金の請求を受けたことは認められるものの、それを超えて、被告会社が実際に、真田製作所に対し、当該製造代金を支払ったことを認めるに足りる証拠はない。

10 そして、本件証拠及び弁論の全趣旨によっても、実際に、真田製作所が１３～１５号機を完成させたことを認めるに足りる証拠はなく、そもそも、仮に被告会社に損害が生じていた場合には、被告会社は、原告に対し、その旨指摘するのが自然であるものの、本件証拠及び弁論の全趣旨によっても、本件訴訟が提起されるまでの間、原告に対し、本件キャンセル合意により損害が生じたことを指摘したことを認めることはできない。かえって、上記認定に係る本件返
15 済計画表によれば、被告会社は、３２４０万円の代金支払義務を負うことを当然の前提としていることが認められる。

 上記認定事実によれば、本件キャンセル合意により、被告会社に損害が生じたものと認めることはできず、仮にこれが生じていたとしても、被告会社は、遅くとも平成３０年８月１４日において本件返済計画表を作成、送付した時点
20 までに、原告に対し、上記損害に係る請求権を放棄したものと認めるのが相当である。

 これに対し、被告らは、本件返済計画表が被告Ａにおいて作成したものではない旨主張するものの、同主張が採用できないことは、前記３において説示したとおりである。

25 したがって、被告会社が主張する相殺の抗弁を採用することができず、被告会社は、原告に対し、民法５４５条１項及び３項に基づき、３２４０万円及び

これに対する代金の受領日である平成28年4月27日（前記前提事実(2)参照）から支払済みまで年6分（平成29年法律第45号による改正前の商法514条に基づく法定利率）の割合による遅延損害金の支払義務を負うことになる。

6 争点3（未払業務委託料等の有無及びその額）について

5 (1) 前記認定事実によれば、①原告は、平成29年1月から平成30年9月までの間、被告会社に対し、継続的に、請求書を送付していたこと、②被告会社は、それらの請求書の金額や内訳につき、納得をせずに異議を唱えたことがあるものの、それ以上に具体的な金額交渉を行うことなく、原告に対する発注を繰り返し、かつ、原告に対する支払を実際に継続していたこと、③被告会社が平成
10 29年11月に原告に対し行った413万4133円の返済は、同年4月から9月までの請求書の金額と一致していること、④その後、被告会社が次第に請求書記載の金額の支払を滞るようになったため、原告は、平成30年7月27日付けで、被告会社に対し、業務委託契約に基づく未払債務907万7993
15 円の支払を求めたところ、被告会社は、これを受けて、平成30年8月14日付けで、原告に対し、同日の時点で、本件売買契約に係る3240万円の支払債務のほか、1714万7665円の支払債務を負っていることを自認する内容の本件返済計画表（甲16〔2枚目〕）を提示していること、⑤同額は、原告が別紙対照表において主張する、平成30年7月当時の被告会社からの未収金の額（別紙対照表の番号1ないし66の請求に係る未収金の総額）と一致す
20 ること、⑥被告会社は、その後も令和2年1月までは、原告に対する弁済を継続していること、以上の各事実が認められる。

上記認定事実によれば、被告会社は、原告から提示された請求書記載の金額につき納得をせずに異議を唱えたことがあるものの、他方、被告会社は、原告との間で具体的な協議をしたり、発注を中断したりすることなく、原告に対し、
25 更に発注を繰り返していたことが認められる。しかも、被告会社は、原告に対し、上記請求書記載の金額を前提として、その返済を継続していたことが認め

られ、さらに、平成30年8月14日の時点において1714万7665円の債務を負担していることを自認し、本件返済計画表を作成したことが認められる。

これらの事情の下においては、被告会社が、本件事業に関し、原告から、売買代金という名目で多額の資金援助を受けていたことや、実際に原告に植毛部品を製造してもらわなければUNO社等に対する納入ができず、本件事業が立ち行かなくなるという事情があったとしても、被告会社は、原告との間で請求書記載の金額の債務を支払うことには合意していたものと認めるのが相当である。仮に、合意がなかったという被告らの見解に立ったとしても、上記認定事実を踏まえると、被告会社は、遅くとも平成30年8月14日の時点までに、それまでに原告から送付された請求書（甲47の1から19まで）に記載されたとおりの金額の債務を支払うことに合意したものと認めるのが相当である。

したがって、同日の時点において、原告が作成した請求書（甲47の1ないし19。別紙対照表の番号1から66までの請求に対応する。）に記載された合計額3868万9549円については、被告会社において支払義務を負うものと認めるのが相当である。

(2) また、その後に作成された請求書（甲47の22）に記載された金額の合計額である2万0510円については、被告会社も支払義務を認めていることからすると、被告会社が支払うべき債務の総額は、3871万0059円（＝3868万9549円＋2万0510円）となる。そして、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、被告会社は、原告に対し、同債務に対する弁済として、2261万2762円を支払ったことが認められるところ、同額を上記債務の総額から控除した残額は、1609万7297円となる。

そうすると、被告会社は、原告に対し、同額及びこれに対する訴状送達の日
の翌日である令和2年9月15日から支払済みまで年6分（平成29年法律第45号による改正前の商法514条に基づく法定利率）の割合による遅延損害

金の支払義務を負うことになる。

- (3) これに対し、原告は、更に 3 パーセントの未払遅延利息として別紙対照表の番号 6 7 の金額 (5 2 万 1 9 9 2 円) 及び番号 6 8 の金額 (5 7 万 0 8 8 6 円) を各請求することができる旨主張しているところ、原告代表者の陳述書及び弁論の全趣旨によれば、被告会社は、本件返済計画表では上記にいう未払遅延利息を 1 パーセントと計上したのに対し、原告は、被告会社が本件返済計画表をもって債務承認したと認識した上、本件返済計画表の内容に合意しているといえるから、上記合意の内容に照らし、本件返済計画表記載に係る 1 パーセントの未払遅延利息のほかに、上記にいう 3 パーセントの未払遅延利息を重ねて請求することはできないというべきである。そうすると、上記の各請求は、被告会社の負うべき債務には含まれないというべきである。

したがって、原告の主張は、原告自身の上記主張に照らし、採用することができない。

(4) 被告会社の主張について

ア これに対し、被告会社は、原告の請求には、被告会社が一部発注せず、発注書の存在しない商品に係る請求も含まれている旨主張する（別紙対照表「番号」1、31、37、46 参照）。

しかしながら、証拠（甲 112、122、124）によれば、原告と被告会社の間では、被告会社による発注書が作成されていないものについても、メールによって発注が行われていることが認められる。

のみならず、上記において説示したとおり、被告会社は、平成 30 年 8 月 14 日時点で、原告主張に係る債務額を前提とする本件返済計画表を作成していたことからすると、最終的には遅くとも同日の時点において、発注書の存在しない請求についても、その支払を承認したものと認めるのが相当である。

イ 被告会社は、原告の請求には、一部、「例外オーダー」という名目による

一方的な請求や、無料サンプル品やテスト品についてされた一方的な請求が含まれており、被告会社として、それらの請求につき、原告の請求金額を承認したことはない旨主張する（別紙対照表「番号」1、2、9、15、16、17、20ないし25、28ないし34、39、41ないし43、46ないし48、50、51、53～55参照）。

しかしながら、前記アにおいて説示したところと同様に、被告会社は、平成29年11月、原告に対し、413万4133円を支払ったところ、同金額は、「例外order」を品名として記載した請求書（甲47の8）に対応したものであることが認められる。そして、その後も、被告会社は、「例外order」の記載のある請求書を前提として、債務の弁済を継続していた上で、平成30年8月14日の時点で、「例外order」や、被告会社が無料サンプルやテスト品と主張する発注に係る金額を含め、これらの債務の存在を前提とする本件返済計画表を作成したことが認められる。そうすると、被告会社としても、最終的には遅くとも同日の時点において、「例外オーダー」や、被告会社が無料サンプルやテスト品と主張する発注に係る金額についても、債務を承認したものと認めるのが相当である。

ウ 被告会社は、原告の請求書には、一部、製品代金ではない高額な人件費の請求も含まれているところ、被告会社としては、当該金額を承認していない旨主張する（別紙対照表「番号」1、2、3、7、8、9、13参照）。

しかしながら、前記ア及びイにおいて説示したところと同様に、被告会社は、最終的には遅くとも、平成30年8月14日に本件返済計画表を作成した時点において、人件費に係る請求についても承認したものと認めるのが相当である。

エ 被告会社は、原告の請求書には、一部、損害賠償金も含まれているところ、これは一方的に記載されたものであり、被告会社としては承認していない旨主張する（別紙対照表「番号」18、19、26、38、45、49、52、

56、58、60参照)。

しかしながら、前記アないしウで説示したところと同様に、被告会社は、最終的には遅くとも、平成30年8月14日に本件返済計画表を作成した時点において、損害賠償金の請求についても承認したものと認めるのが相当である。

5

オ その他に、被告会社提出に係る主張書面及び証拠を改めて精査しても、前記認定に係る被告会社による発注継続、債務の支払及び本件返済計画表の作成送付その他の経過を踏まえると、前記認定を左右するには至らない。したがって、被告会社の主張は、いずれも採用することができない。

10

7 争点4 (本件特許を受ける権利の帰属) について

(1) 原告は、本件発明に係る特許を受ける権利につき、本件譲渡条項に基づき、被告会社又は被告Aらから譲渡を受けた旨主張している。

そこで検討するに、後記争点5において説示するとおり、本件各発明は、被告Aらがこれを着想して具体化したものであるところ、本件各発明が職務発明であることにつき格別主張立証はなく、本件各発明に係る権利は、被告会社ではなく、被告Aらに帰属するものと認めるのが相当である。

15

そして、前記認定事実によれば、本件譲渡契約は、原告と被告会社が締結したものであり、被告Aら個人は、本件譲渡契約の当事者ではないことが認められることからすると、仮に、被告会社において原告主張に係る取引契約違反の事実があったとしても、被告Aらに帰属する本件特許を受ける権利が、本件譲渡契約の本件譲渡条項に基づき、原告に移転する余地はないものといわざるを得ない。

20

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(2) これに対し、原告は、被告Aらは、本件譲渡契約の当事者ではないものの、取締役の地位にあり、本件譲渡契約の経緯及び内容を認識していた以上、当然にその効力は被告Aらにも及ぶ旨主張する。

25

しかしながら、原告主張に係る事情を十分に踏まえても、被告会社を当事者とする本件譲渡契約につき、被告Aらが当該契約の当事者となる法的根拠を認めることはできず、本件譲渡契約の効力が被告Aらに及ぶものということとはできない。したがって、原告の主張は、採用することはできない。

- 5 (3) また、原告は、本件覚書により、「本件技術」につき、被告会社並びに被告会社の経営者及び従業員が有する技術ないしノウハウをいうものとして、その定義が改められていることから、本件譲渡契約にいう「本件技術」についても、被告会社の経営者である被告Aらの保有する権利も含まれる旨主張する。

10 しかしながら、前記認定事実によれば、本件覚書は、本件実施許諾契約を原契約として、同契約にいう「本件技術」を再定義するものであるから、これらとは別契約である本件譲渡契約の内容及び効力を左右するものとはいえない。しかも、そもそも本件実施許諾契約、本件覚書とも、被告Aらを当事者とするものではないから、上記において説示したところと同様に、その効力が被告Aらに及ぶものとはいえない。したがって、原告の主張は、採用することができ
15 ない。

- (4) その他に、原告提出に係る主張書面及び証拠を改めて精査しても、本件譲渡契約の効力を正解するものとはいえず、前記判断を左右するには至らない。したがって、原告の主張は、いずれも採用することができない。

8 争点5（被告Aらの会社法429条に基づく損害賠償責任の有無）について

20 原告は、被告会社が原告に対して、本件代金3200万円の返還債務及び本件業務委託契約に基づく未払業務委託料1719万0175円の支払債務を負っていることにつき、被告Aらは、被告会社の取締役として、損害の拡大を防止すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、同義務を怠ったとして、会社法429条に基づく損害賠償責任を負う旨主張する。

25 しかしながら、前記認定事実によれば、被告会社の原告に対する返済が遅滞し、本件業務委託契約に基づく未払債務の額が累積していったことや、本件キャンセ

ル合意に基づく代金の返還を行うことができなかったことは、U N O社をはじめとする取引先からの受注量が伸びなかったことに主たる原因があるものと認められ、原告においても、それ以上に、被告Aらの悪意又は重過失につき具体的に主張立証するものとはいえない。

5 これらの事情を踏まえると、被告Aらに見通しの甘さがあったことは否めないものの、これを超えて、被告Aらとその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったものとまで認めることはできない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

9 争点6（本件各発明の発明者）について

10 (1) 発明者の意義

特許法2条1項は、発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいうと規定しているところ、特許制度の趣旨に照らすと、その技術内容は、当該技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術効果を挙げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていなければならないものと解するのが相当である（最高裁判所昭和4
15 9年（行ツ）第107号同52年10月13日第一小法廷判決・民集第31巻6号805頁）。そして、発明者となるためには、もとより一人の者が全ての過程に関与することを要するものではなく、共同で関与することでも足りるというべきであるが、上記発明の意義に鑑みれば、共同発明者となるためには、
20 当該発明に係る課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要すると解するのが相当である。

上記の観点から、本件各発明の技術的特徴及び原告代表者及び被告Aらの関与の程度を総合考慮して、これらの者が本件各発明の発明者に当たるか否かに
25 つき、判断する。

(2) 本件各発明の技術的特徴

本件各発明の技術的特徴は、本件発明 1、5 及び 6 に限り認められることについては、当事者間に争いがない（第 3 回口頭弁論期日調書参照）。そこで、以下、本件発明 1、5 及び 6 の各技術的特徴、その貢献の程度等を検討する、

ア 本件発明 1 について

5 前記認定事実によれば、本件発明 1 は、植毛ネットに毛髪糸を結び付けるための機械に関するものであるところ、①ボビンに巻かれた長尺の毛髪糸を用いた場合、ボビンに長尺の毛髪糸を巻き付けた上で、更に、その毛髪糸を植毛した後に切断する必要があるため、これらの工程を省略することによって、容易に植毛をするための手段を提供することや、②植毛ネットの網目

10 10 植毛糸を絡める工程の複雑さをより簡易化することを課題とするものである。

そして、本件発明 1 は、このような課題を解決するために、請求項 1 記載の構成を備えることによって、予め切りそろえられた複数本の毛髪糸を水平

15 15 ストッカーに寝かせて収容した上で、第 2 鉤針の上下運動により、当該毛髪糸の中央部を引っ掛けながら下降させ、第 1 鉤針が植毛ネットの横糸を 1 本引っ掛けた状態において、同第 1 鉤針及び同横糸を移動させることなく、エキセンを旋回させることにより、同鉤針及び同横糸を相対移動させることによって、植毛ネットの網目に毛髪糸を絡める工程をより簡素化し、もって上記課題を解決するものである。

20 20 そうすると、従前の技術的課題を解決するための特徴的部分は、水平ストッカーに寝かせて収容された毛髪糸を引っ掛けながら下降させ、エキセンという回転体による毛髪糸の絡め工程を実現するという構成要件 1 B 及び 1 C の構成であるものと認められる。

イ 本件発明 5 について

25 25 請求項 5（本件発明 5）は、請求項 1（本件発明 1）の従属項であるところ、毛髪糸を植毛ネットに結び付けた後、毛髪糸の余った部分がエキセンの

前後に垂れ下がってしまうという状態を避けるために、糸引込みバーにより、植毛ネットに植毛された毛髪糸を引き込むものであることが認められる（段落【００２２】）。

したがって、本件発明５は、本件発明１による植毛作業をより円滑にするという作用効果を有するものといえる。

ウ 請求項６について

請求項６（本件発明６）は、請求項１（本件発明１）の従属項であるところ、毛髪糸を植毛ネットに結び付けた後、毛髪糸の余った部分がエキセンの前後に垂れ下がってしまうという状態を避けるために、上記の糸引込みバーにより引き込まれた毛髪糸を下方に払い落とすものであることが認められる（段落【００２１】）。

したがって、本件発明６は、本件発明１による植毛作業をより円滑にするという作用効果を有するものである。

(3) 原告代表者及び被告Ａらの関与の程度

ア 構成要件１Ｂについて

(ア) 上記において説示したとおり、構成要件１Ｂは、第１鉤針が植毛ネットの横糸を１本引っ掛けた状態において、同第１鉤針及び同横糸を移動させることなく、エキセンを旋回させることにより、毛髪糸の絡め工程を簡素化するという課題を解決するものである。

そして、前記前提事実によれば、①本件事業の開始間もない平成２８年３月２日の時点では、被告会社は、櫛歯のような形状の板に植毛ネットを固定させる方式が採用されていたものの、同方式には課題があるという認識が共有され、同方式に代わる方式につき、原告及び被告会社の間で協議が進められたこと、②その後、同月６月頃に製作されたモックアップ機においても、引き続き、櫛歯板が採用されていたこと、③他方で、被告会社は、真田製作所に指示して、平成２８年５月２５日付けで本件図面（乙３

2〔添付資料⑥〕〕を作成したところ、本件図面には、「エキセン軸」との名称が使用されているほか、当該「エキセン軸」が90度回転した際のニードルの位置関係が記載されており、本件図面においては、エキセンという回転体による毛髪糸の絡め工程が具体化されていること、④その後、原告と被告会社は、平成28年10月頃、円筒型のエキセンを採用することを決定したこと、以上の各事実が認められる。

上記認定事実によれば、エキセンという回転体による毛髪糸の絡め工程を実現するという構成要件1Bは、被告会社が平成28年5月頃に着想しこれを具体化したものであり、原告はその課題を共有していたにとどまるものと認めるのが相当である。

したがって、本件発明1の発明者は、被告Aらであると認めるのが相当である。

(イ) これに対し、原告は、平成28年6月14日付けの資料（甲63添付資料9-4）を根拠として、Cがエキセン活用の案を提案した旨主張する。

しかしながら、同資料には、偏芯軸を有する機構（ハート形ネットブレード）が記載されているものの、ネットブレードが偏芯軸を起点に回転した際の鉤針(HM)の動作は、同図からは明らかではないことからすれば、同機構をもって、直ちにエキセンの活用を提案したものと認めることはできない。上記において説示したとおり、平成28年5月25日付けで作成された本件図面には、現に、エキセンという回転体による毛髪糸の絡め工程が具体化されていることが認められるのに対し、Cにおいて、それ以前にエキセンやそれに類する仕組みを着想したり、これを具体化したりしたことを裏付ける客観的な証拠を認めることはできない。

したがって、原告の主張は、その裏付けを欠くものであり、採用することができない。

イ 構成要件1Cについて

(ア) 上記において説示したとおり、構成要件１Ｃは、ストッカーに寝かせて収容された毛髪糸を引っ掛けながら下降させることにより、ボビンに長尺の毛髪糸を巻き付ける工程、植毛ネットに毛髪糸を植毛した後に毛髪糸を切断するという工程等を省略するという課題を解決するものである。

5 そして、前記認定事実によれば、平成２８年６月３０日の打合せにおいて、垂直カートリッジの問題点が当事者間で共有され、以後、継続協議となったところ、被告会社は、平成２８年７月６日、真田製作所において実証実験を行い、その様子を撮影された動画には、上部にストックされた毛髪糸を引っ掛けながら下降させる構成が具体化されていることが認めら
10 れる。

 上記認定事実によれば、水平ストッカーに寝かせて収容された毛髪糸を引っ掛けながら下降させるという構成要件１Ｃは、被告Ａらが平成２８年７月上旬頃に着想しこれを具体化したものであり、原告はその課題を共有
15 していたにとどまるものと認めるのが相当である。

 したがって、本件発明１の発明者は、被告Ａらであると認めるのが相当
15 である。

(イ) これに対し、原告は、議事録（甲１９の２〔１３頁〕）の記載を根拠にして、水平方向のストッカーから第２鉤針が毛髪糸を２つ折りで引き出すという仕組みは、Ｃも関与をして完成したものである旨主張する。

20 しかしながら、原告は、Ｃの具体的な関与の態様を主張立証するものではなく、上記議事録の記載によっても、垂直方向カートリッジの問題点が指摘されたことが認められるにとどまり、それ以上に、Ｃが水平ストッカーに寝かせて収容された毛髪糸を引っ掛けながら下降させるという構成を具体的に提案した事実を認めるには足りない。

25 したがって、原告の主張は、その裏付けを欠くものであり、採用することができない。

ウ 以上によれば、本件発明 1 の発明者は、被告 A であると認めるのが相当である。その他に、技術説明会の結果を踏まえ、原告提出に係る主張及び証拠を改めて精査しても、前記判断を左右するには至らない。したがって、原告の主張は、採用することができない。

5 (4) 本件発明 5 及び 6 について

上記において説示したとおり、本件発明 5 及び 6 は、糸引込みバー及び糸落としバーの構成を採用することにより、本件発明 1 による植毛作業をより円滑にするという作用効果を有するものである。

そして、前記認定事実によれば、被告会社の制作したモックアップ機においては、毛髪糸を植毛ネットに結び付けた後に、余った毛髪糸を処理するための機能は備わっていなかったこと、そこで、平成 28 年 7 月 28 日の打合せの際に、結び終わった後の毛髪糸をどう処理するかが検討課題として認識共有されたこと、C は、第 2 鉤針から糸を引き込むバー機構により右側の意図を左側に引き込み、第 1 鉤針が結んで引いた糸とともに引き落とす機構を考え、同年 1 1 月頃に、被告 B に対し伝えたこと、その結果、最終的に、糸引込みバー（構成要件 5 A）及び糸落としバー（構成要件 6 A）を備えるに至ったこと、以上の各事実が認められる。

上記認定事実によれば、糸引込みバー及び糸落としバーという本件発明 5 及び 6 の構成は、原告が平成 28 年 1 1 月頃に着想しこれを具体化したものであるものと認めるのが相当である。

したがって、本件発明 5 及び 6 の発明者は、原告であると認めるのが相当である。

(5) 共有割合

以上によれば、本件各発明の技術的特徴は、本件発明 1 において、水平ストッカーに寝かせて収容された毛髪糸を引っ掛けながら下降させ、エキセンという回転体による毛髪糸の絡め工程を実現したところにあり、その従属項である

本件発明 5 及び 6 は、当該技術的特徴を前提として、更に植毛作業をより円滑にする作用効果を有するものである。

そうすると、本件各発明の最も本質的な技術的特徴は、本件発明 1 の構成であり、これを被告 A らが発明し、当該発明を前提として、原告が上記作用効果を奏する部分を発明したものといえる。

これらの事情を踏まえると、本件各発明に係る原告と被告 A らの持分割合は、それぞれ、10 分の 1、10 分の 9 と認めるのが相当であり、被告 A と被告 B の持分割合は、格別の主張立証がないことに照らし、各 20 分の 9 と推認するのが相当である。

以上によれば、原告は、本件特許を受ける権利につき、持分 10 分の 1 を有することになるから、原告の請求 3 については、持分 10 分の 1 の確認を求める限度で、これを認めるのが相当である。

また、被告 A らは、本件特許権につき、それぞれ持分 20 分の 9 を有することになるから、反訴請求については、持分 20 分の 9 の各移転を求める限度で、これらを認めるのが相当である。

第 6 結論

よって、原告の本訴請求は主文の限度で理由があるから、これを認容し、その余は理由がないから棄却することとし、また、被告 A らの反訴請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 40 部

裁判長裁判官

中 島 基 至

裁判官

5

小 田 誉 太 郎

裁判官

10

尾 池 悠 子

(別紙)

目 録

5

出 願 番 号 特 願 第 2 0 1 9 - 2 0 1 8 6

発明の名称 植 毛 装 置

出 願 日 平 成 3 1 年 2 月 6 日

特 許 番 号 特 許 第 6 5 3 3 3 5 0 号

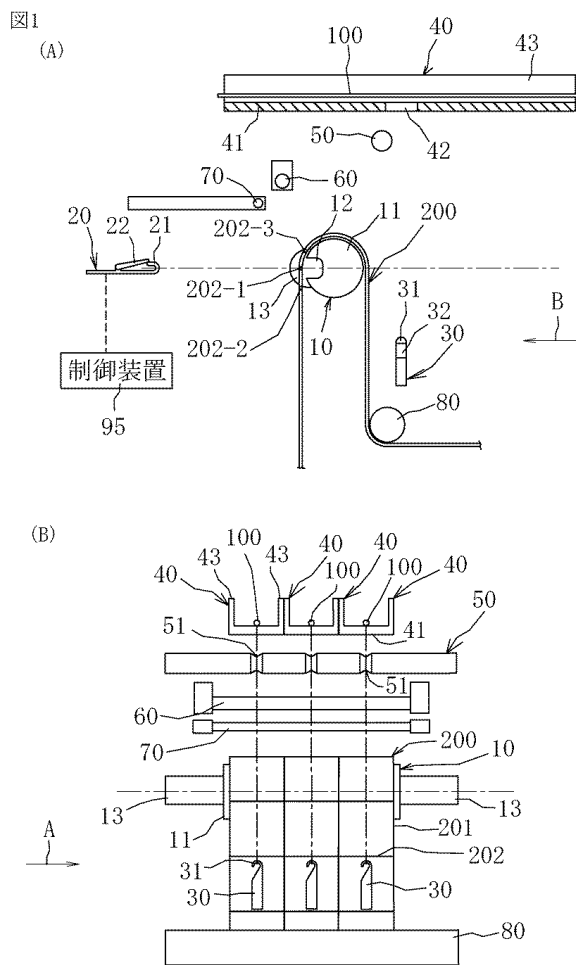
10

登 録 日 令 和 1 年 5 月 3 1 日

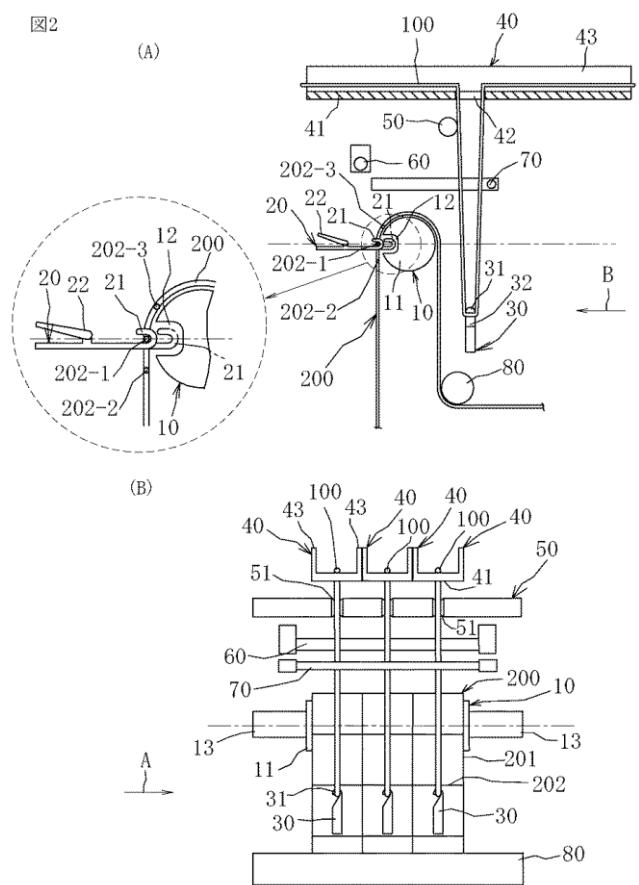
(別紙)

図一覽

5 【図 1】

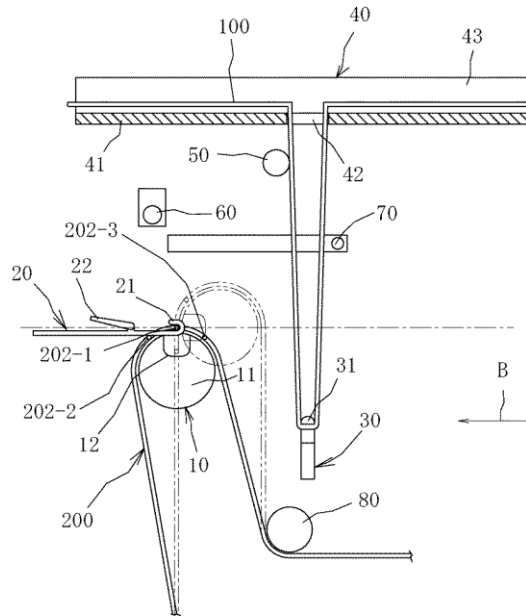


【図 2】



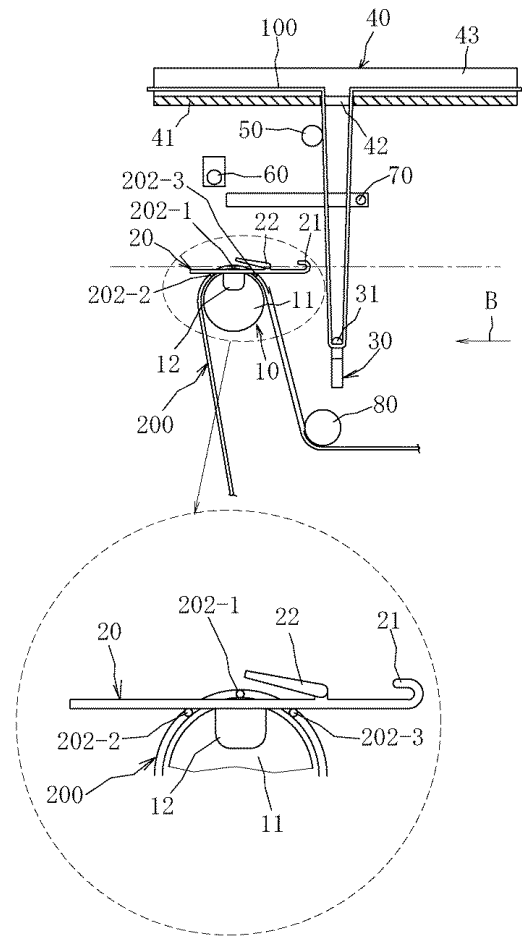
【図 3】

図3



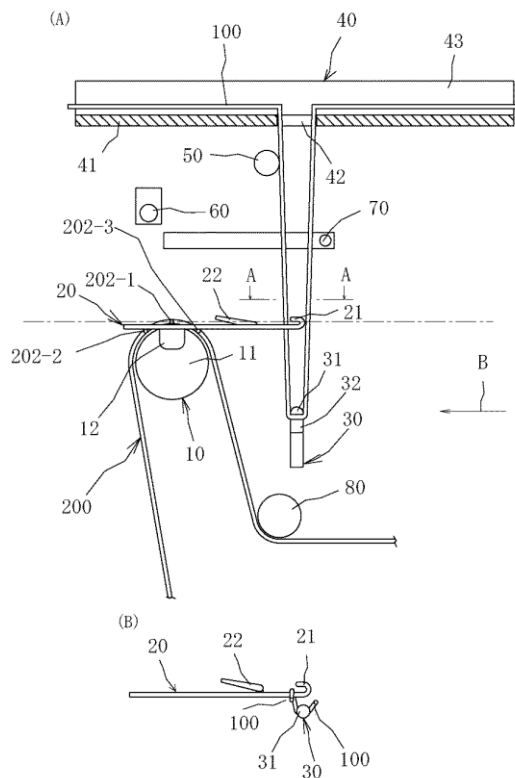
【図 4】

図4



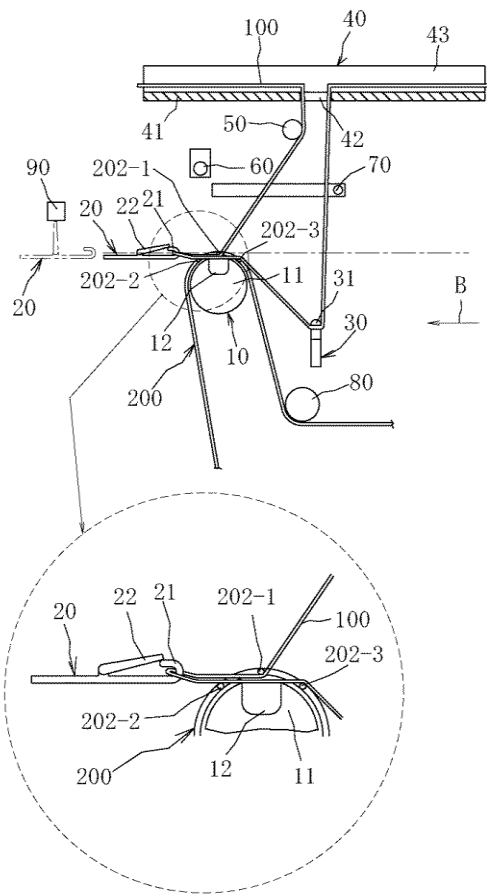
【図 5】

図5



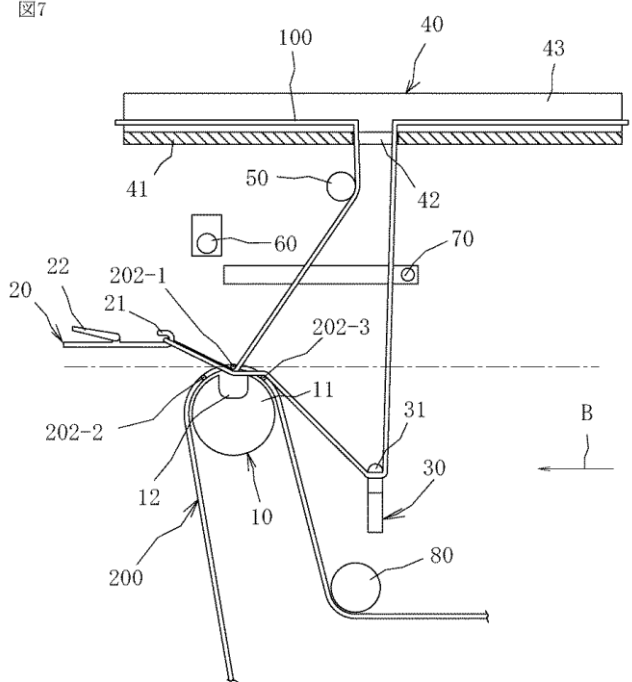
【图6】

图6



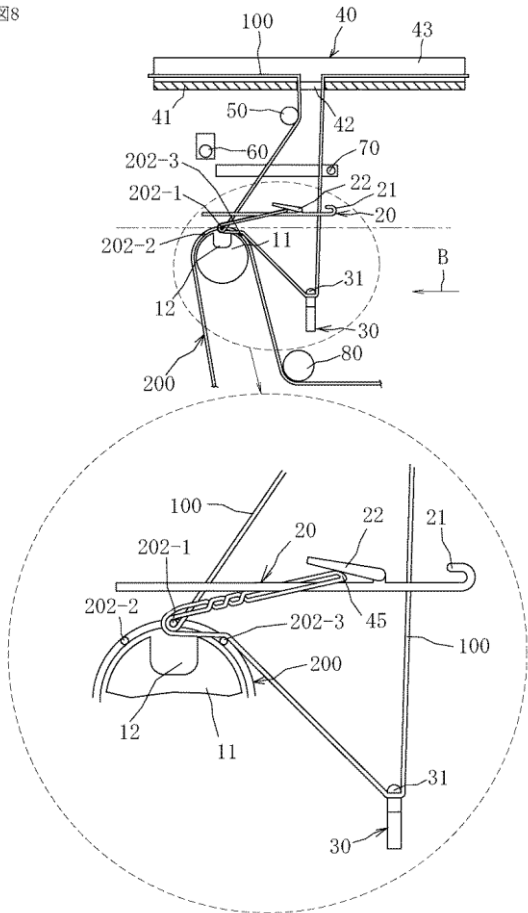
【图7】

图7



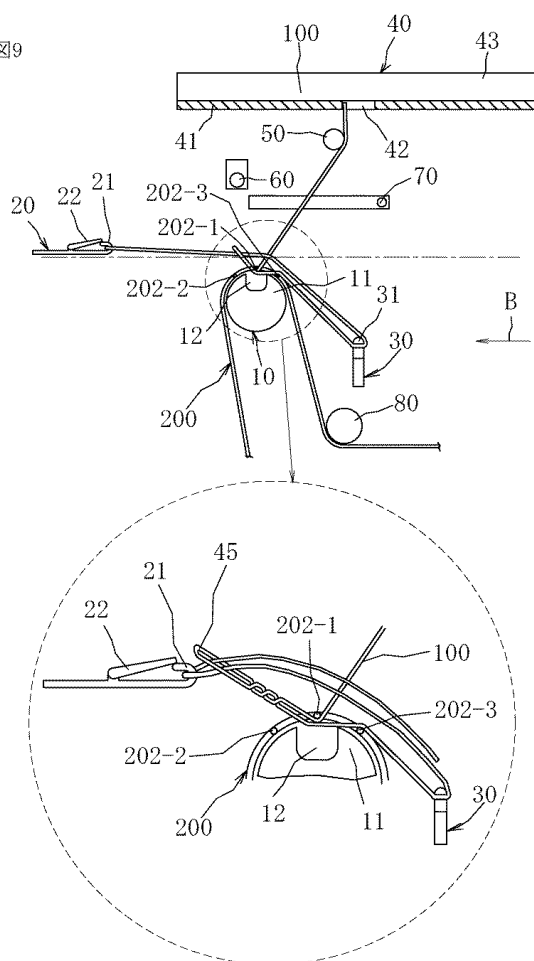
【图8】

图8



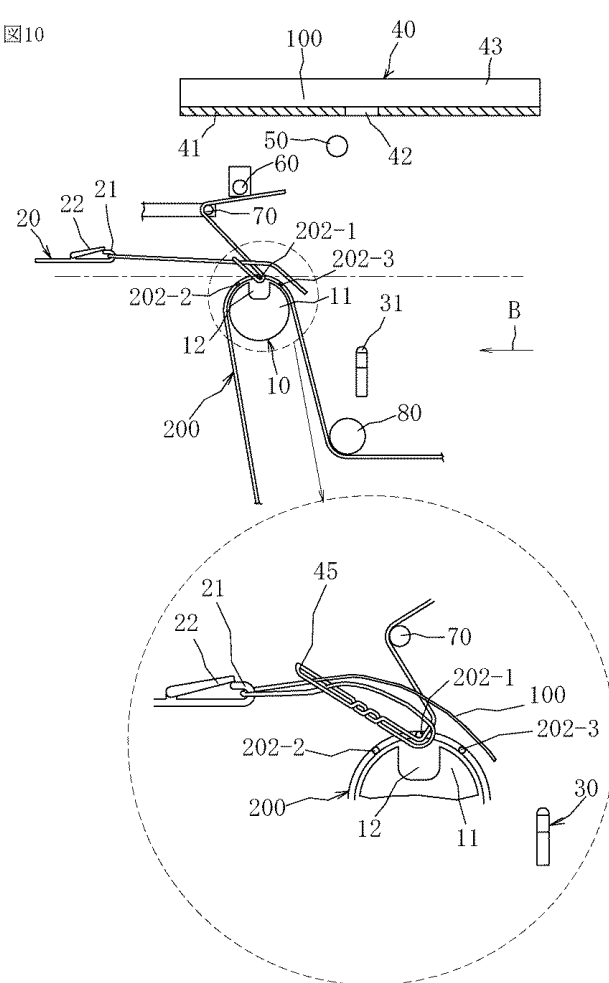
【图 9】

图9



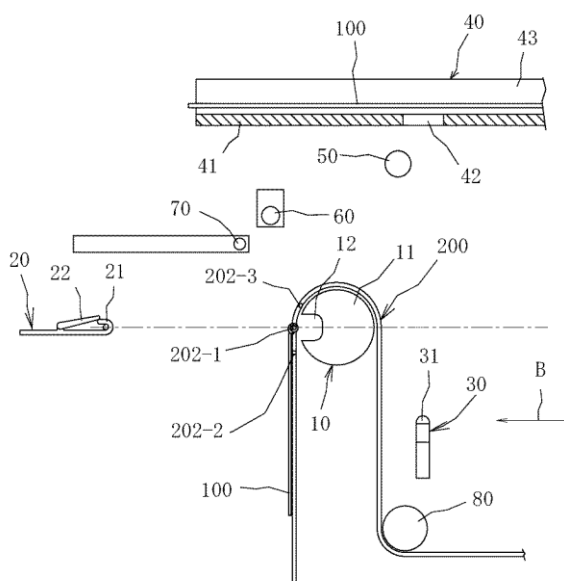
【図 10】

图 10



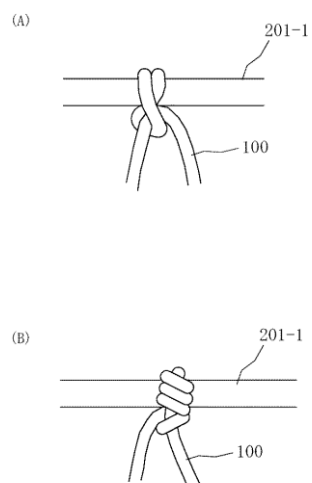
【図 1 1】

图 11



【图 12】

图12



(別紙)

発注・納入一覧表

	植毛量産機	発注月	納入日
①	1 号機	2017 (H29) /4 月	2017 (H29) /6 月
②	2 号機	2017 (H29) /4 月	2017 (H29) /7/21
③	3 号機	2017 (H29) /4 月	2017 (H29) /7/21
④	4 号機	2017 (H29) /4 月	2017 (H29) /8/30
⑤	5 号機	2017 (H29) /4 月	2017 (H29) /8/30
⑥	6 号機	2017 (H29) /4 月	2017 (H29) /9/28
⑦	7 号機	2017 (H29) /5 月	2017 (H29) /9/28
⑧	8 号機	2017 (H29) /5 月	2017 (H29) /10/28
⑨	9 号機	2017 (H29) /5 月	2017 (H29) /10/28
⑩	1 0 号機	2017 (H29) /8 月	2017 (H29) /11/21
⑪	1 1 号機	2017 (H29) /8 月	2017 (H29) /11/21
⑫	1 2 号機	2017 (H29) /8 月	2018 (H30) /5/15
⑬	1 3 号機	2017 (H29) /8 月	－
⑭	1 4 号機	2017 (H29) /8 月	－
⑮	1 5 号機	2017 (H29) /8 月	－